

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2026 年 1 月 20 日

株式会社ライトオン

2026年1月20日

東京都台東区元浅草二丁目6番6号
株式会社ライトオン
代表取締役社長執行役員 大峯 伊索

株式交換に係る事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める書面)

当社と株式会社ワールド（以下「ワールド」といいます。）は、それぞれ、2025年11月14日開催の取締役会において、ワールドを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、当社はワールドと株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）

本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

（1）本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）

①本株式交換に係る割当てる内容

	ワールド (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.20
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.10
本株式交換により交付する 株式数	ワールドの普通株式：3,422,563株（予定）	

（注1） 本株式交換に係る割当比率

ワールドは、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、ワールドの普通株式（以下「ワールド株式」といいます。）0.2株を

割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）においてワールドが所有する当社株式については、本株式交換による株式の割当では行いません。なお、2026年2月28日を基準日とし、2026年3月1日を効力発生日として実施予定のワールド株式1株を2株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）の効力が生じることを前提としております（本株式分割の詳細につきましては、ワールドが2025年11月14日付で公表した「株式分割及び定款の一部変更並びに新株予約権の行使条件変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。また、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、ワールド及び当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付するワールド株式数

ワールドは、本株式交換に際して、ワールドが当社の発行済株式の全部（ただし、ワールドが所有する当社株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、ワールドを除きます。）に対して、その所有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のワールド株式を割当交付する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、ワールドの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、その所有する単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、ワールドに対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、ワールドは単元未満株式を所有する株主の皆様の株式売買の利便性向上を目的として、会社法第194条第1項に定める単元未満株式の買増制度を導入するため、2026年5月に開催予定の第68回定時株主総会において定款の一部変更に関する議案を付議する予定です。かかる議案が承認された場合には、ワールドの単元未満株式を所有する株主の皆様が、ワールドに対し、自己の所有する単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数のワールド株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことが可能となります。定款の一部変更に関する詳細は、ワールドが2025年11月14日付で公表した「株式分割及び定款の一部変更並びに新株予約権の行使条件変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のワールド株式の割当交付を受

ることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のワールド株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

ワールド及び当社は、上記「(1) 本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項」の「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、ワールドは、両社から独立した野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、当社は、両社から独立したマクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザリー」といいます。）を、それぞれファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、ワールドは、両社から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、当社は、両社から独立した北浜法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、ワールドにおいては、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から 2025 年 11 月 13 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言及びワールドが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、ワールドの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから 2025 年 11 月 13 日付で取得した株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書（マクサス・コーポレートアドバイザリー）」といいます。）、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言、当社がワールドに対して実施したデュ

一・ディリジェンスの結果並びにワールド及び当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び2025年11月13日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。詳細については、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。また、ワールド及び当社が2025年11月14日付で公表した「株式会社ワールドによる株式会社ライトオンの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別紙の2025年11月13日付「答申書」についてもご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、ワールド及び当社のそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、ワールド及び当社は2025年11月14日開催の取締役会決議に基づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、ワールド及び当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

（ii）算定に関する事項

（ア）算定機関の名称及び両社との関係

ワールドの第三者算定機関である野村證券及び当社の第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーは、いずれも、ワールド及び当社から独立した算定機関であり、ワールド及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ワールドは、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

また、株式交換に係るマクサス・コーポレートアドバイザリーの報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社とマクサス・コーポレートアドバイザリーの間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

(イ) 算定の概要

(a) 野村證券による算定

野村證券は、ワールドについては、ワールド株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法によるワールド株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果（株式分割考慮前）
市場株価平均法	0.09～0.11
DCF法	0.05～0.12

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2025年11月13日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したもので、なお、野村證券の算定は、ワールドの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の根拠とした当社の財務予測について、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、不採算店舗の撤退、人員の最適化や本部拠点の集約等による販売費及び一般管理費の削減により、2026年

8月期において、償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）及び営業利益が、対前年度比で赤字から黒字への回復を見込んでおり、2027年8月期において、EBITDAで対前年度比326.7%、営業利益で対前年度比310.2%、2028年8月期において、EBITDAで対前年度比36.1%、営業利益で対前年度比35.0%の大幅な増益を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2026年8月期において、商品在庫の圧縮等により対前年度比で大幅な増加を、2027年8月期において2026年8月期の在庫の圧縮という一時的要因の反動で対前年度比64.6%の大幅な減少を、2028年8月期において営業利益の増益に伴い対前年度比73.6%の大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(b) マクサス・コーポレートアドバイザリーによる算定

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、ワールドについては、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定を行いました。当社については、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法によるワールド株式1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果（株式分割考慮前）
ワールド	当社	
市場株価平均法	市場株価平均法 DCF法	0.09～0.11 0.08～0.11

市場株価平均法においては、ワールドについては、2025年11月13日を算定基準日として、ワールド株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を、当社については、2025年11月13日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

DCF法においては、当社が作成した2026年8月期から2029年8月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年8月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、

7.7%～8.7%を使用しております。資本コストの計算にあたっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、国内のインフレ率及び当社が属する業界の成長率等を踏まえて永久成長率は-0.5%～0.5%を使用した上で、継続価値を6,602～8,826百万円と算定しております。

なお、マクサス・コーポレートアドバイザリーがDCF法による当社株式の株式価値の算定の基礎とした本事業計画は、本株式交換の検討にあたって当社が作成したものです。本事業計画は、2024年10月8日に公表した当社の「中期経営計画（2025年8月期～2029年8月期）」を基礎に、2025年8月期の実績を踏まえて収益予測や投資計画をより蓋然性のある数値に更新したものであり、具体的な計画数値の作成過程においてワールドによる関与はありません。また、本特別委員会は、本事業計画がワールドから独立した者により作成されていることについて確認するとともに、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しております。

本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2024年10月8日に公表した当社の「中期経営計画（2025年8月期～2029年8月期）」に基づき、不採算店舗の撤退、人員の最適化や本部拠点の集約等による販売費及び一般管理費の削減、滞留在庫及び回転率の低い継続在庫の大幅圧縮による在庫水準の適正化等の構造改革の実施することにより、営業利益及びEBITDAが、2026年8月期は前事業年度対比で赤字から黒字への大幅な回復、2027年8月期及び2028年8月期においては前事業年度対比で大幅な増益を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2026年8月期は在庫の圧縮により前事業年度対比で大幅な増加、2027年8月期は前事業年度の在庫の圧縮という一時要因の反動で大幅な減少を見込んでおります。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたマクサス・コーポレートアドバイザリーによる算定にも織り込まれておりません。

(単位：百万円)

	2026年8月期	2027年8月期	2028年8月期	2029年8月期
売上高	22,241	22,867	23,782	24,257
営業利益	278	1,142	1,542	1,601

E B I T D A	148	1, 109	1, 539	1, 623
フリー・キャッシュ・フロー	2, 516	1, 321	950	1, 029

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がないこと、マクサス・コーポレートアドバイザリーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社から提出された本事業計画に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザリーの算定は、2025年11月13日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

(2) 本株式交換対価としてワールド株式を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

ワールド及び当社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるワールド株式を選択しました。ワールド株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

本株式交換により、その効力発生日である2026年3月1日（予定）をもって、当社はワールドの完全子会社となることから、当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2026年2月26日に上場廃止（最終売買日は2026年2月25日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様に割り当てられるワールド株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、1単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所での取引が可能で

あり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記（1）①（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（1）①（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年2月25日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができます。かかる取扱いの詳細については、上記（1）①（注5）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第3項第3号）

ワールド及び当社は、ワールドの持分法適用関連会社であるW&D i Dが、2025年11月14日現在、当社株式18,427,778株（注）を所有していることから、当社がワールドの持分法適用関連会社であり、ワールドは当社のその他の関係会社に該当すること、並びに（ア）当社がDAY Sパートナー1号から当社に対する貸付金10億円を弁済するにあたって、ワールドが当社に対し2025年12月1日付で貸付けを行うこと、及び（イ）DB JからW&D i Dに対する貸付金5億円を同日付けでワールドからW&D i Dに対する貸付けに変更することで、当社はワールドの連結子会社に該当することになることから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

（注）ワールドは、本株式交換を通じて交付するワールド株式に係る株式数を削減する目的で、本株式交換の効力発生日の前日までに、適用法令に従って、W&D i Dが保有する当社株式を取得する予定です（ワールドが保有する当社株式に対しては、本株式交換の実施に際してワールド株式は割り当てることはありません。）。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ワールドは両社から独立した第三者算定機関である野村證券を、当社は両社から独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーを、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記「（ii）算定に関する事項」をご参照ください。な

お、ワールド及び当社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

ワールドは、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びワールドの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、ワールド及び当社から独立した法律事務所であり、ワールド及び当社との間に重要な利害関係を有しております。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、北浜法律事務所は、ワールド及び当社から独立した法律事務所であり、ワールド及び当社との間に重要な利害関係を有しております。

③ 当社における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、2025年9月10日、ワールドから本株式交換の検討・協議を開始したい旨の初期的な意向を受け、当社がワールドの持分法適用関連会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題を内包すること等に鑑み、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するとともに、当社の取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年9月10日開催の当社の取締役会決議（以下「当社取締役会決議」といいます。）により、両社及び本株式交換の成否から独立した中澤歩氏（当社独立社外取締役）、上田千秋氏（当社独立社外監査役）及び山下理夫氏（当社独立社外監査役）の3名によって構成される本特別委員会を設置しました。当社は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、当社の社外取締役兼独立役員である中澤歩氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、当社取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a) 本株式交換の是非（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否か）、(b) 本株式交換の取引条件の公正性（本株式交換に係る交換比率が公正なものとなっているか否か）、

(c) 本株式交換の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられているか否か）、(d) 上記 (a) から (c) を踏まえ、本株式交換が一般株主にとって公正なものであるか（以下 (a) から (d) を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社の取締役会に提出することを委嘱しました。また、当社は、当社取締役会決議において、当社の取締役会における本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本株式交換の実施又は取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社の取締役会は、本株式交換に賛同しないものとする旨を決議しております。

併せて、当社は、当社取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(ア) 当社の役職員から、本株式交換の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(イ) 必要に応じ、当社の費用負担により、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任又は指名し、又は、当社の取締役会が選任した外部専門家アドバイザーを承認（事後承認を含む。）し、本特別委員会として、当社が選任する外部アドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる権限、並びに(ウ) 本株式交換の条件の交渉過程に実質的に影響を与える状況において関与する権限をそれぞれ付与しております。

本特別委員会は、2025年9月19日から2025年11月13日までに、合計10回開催したほか、各会日間においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリー並びにリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社から、当社の事業概要、株式交換比率の算定の前提となる当社の本事業計画の作成方針及び策定手続等についての説明を受け、質疑応答を行いました。また、ワールド及び当社に対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、両社それぞれから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、当社がワールドの持分法適用関連会社となって以降の経営改善への取組み状況、本株式交換によって見込まれるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから本株式交換に係る割当比率の算定方法及び算

定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、ワールドと当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、ワールドとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2025年11月13日付で、当社の取締役会に対し、本株式交換の実施を決定することが当社の一般株主にとって公正である旨の本答申書を、委員全員の一致で提出いたしました。本答申書の内容については、ワールド及び当社が2025年11月14日付で公表した「株式会社ワールドによる株式会社ライトオンの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別紙の2025年11月13日付「答申書」をご参照ください。

④ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、ワールドから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2025年8月25日に、ワールドより意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（当社株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。）並びにワールドとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上設置し、当該メンバーはワールドの役職員を兼職しておらず、かつ過去にワールドグループの役職員としての地位を有していたことのない当社の役職員により構成されるものとし、また、W&DiDの代表取締役を兼務している当社の取締役である廣橋清司氏及び過去にワールドのグループ常務執行役員の地位を有していた当社の代表取締役社長執行役員の大峯伊索氏は、本株式交換と利害関係を有すると考えられることから、当社における本株式交換に関する協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続しております。

これらの取扱いを含めて、当社の検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、北浜法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、北浜法律事務所から得た法的助言、マクサス・コーポレートアドバイザリーから得た財務的見地からの助言、本株式交換比率算定書（マクサス・コーポレートアドバイザリー）の内容、本特別委員会から入手した本答申書を踏まえ、ワールドによる本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行つ

た結果、2025年11月14日開催の当社の取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記の当社の取締役会においては、当社がワールドの持分法適用関連会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当社の取締役4名のうち、W&DiDの代表取締役を兼務している当社の取締役である廣橋清司氏及び過去にワールドのグループ常務執行役員の地位を有していた当社の代表取締役社長執行役員の大峯伊索氏を除く、2名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社の取締役のうち、廣橋清司氏及び大峯伊索氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

当社及びワールドは、当社がワールド以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための当社の臨時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてからおよそ2カ月超後である2026年2月4日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会の確保が不十分というべきものではありません。

なお、当社は、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、上記①ないし⑤のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、それのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではありません。

（4）株式交換完全親会社となるワールドの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項 (会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項第2号イ)

本株式交換により、ワールドの増加する資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条の規定に従い、ワールドが別途適当に定める金額とします。かかる取扱いにより、ワールドの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で増

加するワールドの資本金及び準備金の額を決定できることになるため、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

（1）ワールドの定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）

ワールドの定款は、別紙2のとおりです。

（2）交換対価の換価方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）

① 交換対価を取引する市場

ワールド株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

ワールド株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

（3）交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2025年11月14日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるワールド株式の終値の平均は2,742円、2,864円及び2,733円となります。なお、ワールド株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

（4）ワールドの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第184条第4項第1号ニ）

ワールドは、いずれの事業年度においても金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号）

当社が発行している新株予約権のうち、本株式交換の効力発生日の前日までに行使されないものは、同日付で、当社がその全てを新株予約権者から無償で取得し、消却することを予定しております。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）

- (1) ワールドの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号イ）

別紙3をご参照ください。

- (2) ワールド及び当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ハ、第2号イ）

① 当社

(i) 株式交換契約の締結

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、ワールドとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、別紙1に記載のとおりです。

(ii) 借入金の借換及び借入金の期限前弁済

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、資金の借換及び借入金の期限前弁済の実施を決議し、2025年12月1日付にて実行いたしました。この結果、当社は2025年12月1日付にてワールドの連結子会社となりました。当該借換の内容は次のとおりです。

(1) 借入先	ワールド
(2) 借入金額	1,000 百万円
(3) 借入利率	3ヶ月TIBOR +1.25%
(4) 借入期間	2025年12月1日から2027年2月25日まで
(5) 借入の返済	期日一括返済
(6) 担保の有無	無
(7) 保証の有無	無
(8) 遅延損害金	年14.5%

また、当該期限前弁済する借入金の内容は次のとおりです。

(1) 借入先	DAY'Sパートナー1号投資事業有限責任組合
(2) 借入金額	1,000 百万円
(3) 借入利率	年5.00%
(4) 借入期間	2025年3月31日から2025年12月30日まで
(5) 借入の返済	期日一括返済
(6) 担保の有無	無
(7) 保証の有無	無

(8) 遅延損害金	年 14.5%
-----------	---------

② ワールド

(i) 自己株式の処分

ワールドは、2025年5月27日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議し、2025年6月16日に処分を完了いたしました。

(1) 処分期日	2025年6月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	ワールド株式 32,560 株（発行済株式総数に占める割合 0.09%）
(3) 処分価額	1株につき 2,512 円
(4) 処分価額の総額	81,790,720 円
(5) 募集又は処分の方法	譲渡制限付株式を対象者に割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	ワールドの取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）3名 14,520 株 ワールドのグループ執行役員 15名 18,040 株
(8) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第2条の12 第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書を提出しておりません。

(ii) 剰余金の配当

ワールドは、2025年5月27日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025年5月28日を効力発生日として、ワールド株式1株につき43円、配当総額1,465,025,351円の剰余金の配当を行いました。

ワールドは、2025年10月3日開催の取締役会における決議に基づき、2025年11月5日を効力発生日として、ワールド株式1株につき49円、配当総額1,671,040,973円の剰余金の配当を行いました。

(iii) 株式会社ナルミヤ・インターナショナル（以下「ナルミヤ」といいます。）との株式交換の実施

ワールドは、2025年7月3日開催の取締役会において、ワールドを株式交換完全親会社とし、ナルミヤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「ナルミヤ株式交

換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結し、2025年10月1日付でナルミヤ株式交換を実施いたしました。

(iv) 株価条件付き税制適格ストックオプション（新株予約権）の発行

ワールドは、2025年8月21日開催の取締役会において、ワールドの役員及び従業員に対し、株価条件付き税制適格ストックオプション（新株予約権）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議し、2025年9月5日付で本新株予約権を発行いたしました。

(v) 自己株式の取得

ワールドは、2025年10月15日開催の取締役会において、以下のとおり、ワールドの子会社であるナルミヤが保有するワールド株式の自己株式取得を行うことについて決議し、2025年10月20日に株式振替の手続きが完了いたしました。

(1) 取得日	2025年10月15日（売買契約締結日） 2025年10月20日（株式振替完了日）
(2) 取得する株式の種類及び数	ワールド株式 174,365 株 (発行済株式総数に占める割合 0.48%)
(3) 取得価額	1株につき 2,672 円
(4) 取得価額の総額	465,903,280 円
(5) 取得の方法	相対取引

(vi) 本株式交換契約の締結

ワールドは、2025年11月14付の取締役会において、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、別紙1に記載のとおりです。

(vii) 株式分割及び定款の一部変更

ワールドは2025年11月14日開催の取締役会において、2026年2月28日を基準日とし、2026年3月1日を効力発生日とする、ワールド株式1株を2株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）、及び、効力発生日を2026年3月1日とする本株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。当該定款変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更部分を示しています。）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>137,500,000</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>275,000,000</u> 株とする
---	--

(viii) 定款の一部変更

ワールドは2025年11月14日開催の取締役会において、2026年5月28日(予定)を効力発生日とする、定款の一部変更について決議いたしました。当該定款変更の内容は次のとおりです。なお、ワールドは、当該定款の一部変更に関する議案を2026年5月28日に開催予定の第68回定時株主総会に付議する予定です。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更後
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受けける権利</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受けける権利</p> <p><u>(4)次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の売渡請求)</u></p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を当社に対して請求することができる。但し、当社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</p>

第 <u>9</u> 条～第 <u>32</u> 条（条文省略）	第 <u>10</u> 条～第 <u>33</u> 条（現行どおり）
----------------------------------	------------------------------------

(ix) 新株予約権の行使条件の変更

ワールドは2025年11月14日開催の取締役会において、2026年3月1日効力発生日として、2025年5月27日及び2025年8月21日開催の取締役会において発行決議した2025年新株予約権についての、割当日から権利行使開始日（同日を含みません。）までの間の期間に属する東京証券取引所の各取引営業日における、東京証券取引所におけるワールドの普通株式の普通取引の終値株価の最高価格（以下「基準株価」といいます。）に応じ、行使割合（以下「行使割合」といいます。）に相当する新株予約権を行使することができるという行使条件について、本株式分割に伴い、基準株価及び行使割合を調整することを決議いたしました。当該調整の内容は次のとおりです。

新株予約権（発行決議日）	調整前		調整後	
	基準株価	行使割合	基準株価	行使割合
2025年新株予約権 (2025年5月27日及び2025年8月21日)	3,000円以上	20%	1,500円以上	20%
	3,500円以上	40%	1,750円以上	40%
	4,000円以上	60%	2,000円以上	60%
	4,500円以上	100%	2,250円以上	100%

(x) 当社に対する貸付け

ワールドは2025年11月14日開催の取締役会において、2025年12月1日付で当社がD A Y S パートナー1号から当社に対する貸付金10億円を弁済するにあたって、ワールドから当社に対し10億円の貸付け（以下「本貸付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。本貸付けにより、当社はワールドの持分法適用会社から連結子会社になりました。

(xi) W&D i Dの借入債務の貸付人の変更

ワールドは2025年11月14日開催の取締役会において、2025年12月1日付でW&D i DにおけるD B Jからの借入債務をワールドからW&D i Dへの貸付けに変更（以下「本貸付人変更」といいます。）することを決議いたしました。本貸付人変更により、W&D i Dはワールドの持分法適用会社から連結子会社になりました。

(xii) 固定資産の売却

ワールドは 2026 年 1 月 7 日開催の取締役会において、2026 年 2 月末日付で神戸本社の土地・建物（当社保有分）を売却することを決議いたしました。当売却の概要は以下の通りで、今回の土地・建物の売却に伴い、固定資産除売却損が約 18 億円発生する見込みです。

所在地	神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1 号
土 地	面積 8,295.63 m ²
建 物	地下 1 階付 27 階建、延床面積 34,847.64 m ²
売却先	非開示（売却先の意向によります）
売却額	非開示（売却先の意向によります）

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

該当事項はありません。

以 上

別紙 1

【株式交換契約の内容】

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ワールド（以下「ワールド」という。）及び株式会社ライトオン（以下「ライトオン」という。）は、2025年11月14日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

ワールド及びライトオンは、本契約に定めるところに従い、ワールドを株式交換完全親会社とし、ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、ワールドは、本株式交換によりライトオンの発行済株式（ただし、ワールドが所有するライトオンの株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

ワールド及びライトオンの商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1)ワールド：株式交換完全親会社

（商号）株式会社ワールド

（住所）兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

(2)ライトオン：株式交換完全子会社

（商号）株式会社ライトオン

（住所）東京都台東区元浅草二丁目6番6

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- ワールドは本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生じる時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるライトオンの株主（ただし、ワールドを除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有するライトオンの普通株式に代わり、その所有するライトオンの普通株式の数の合計に、0.2を乗じて得た数のワールドの普通株式を交付する。
- ワールドは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有するライトオンの普通株式1株につき、ワールドの普通株式0.2株の割合をもって、前項のワールドの普通株式を割り当てる。
- 前二項に従いワールドが本割当対象株主に対して割り当てるべきワールドの普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、ワールドは、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加するワールドの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、ワールドが適切に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年3月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ワールド及びライトオンは、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

- ワールドは、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、ワールドは、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
- ライトオンは、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定め

る株主総会の承認を求めるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

- 1 ワールドは、本契約締結日から本効力発生日までの間において、善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、ワールドの子会社（ただし、ワールドについてはライトオンを除く。以下本条について同じ）をして行わせ、ライトオンは、本契約締結日から本効力発生日までの間において、善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行ふものとする。
- 2 ワールドが、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はワールドの子会社をして行わせる場合、ライトオンが本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、事前にワールド及びライトオンは協議し、これを行い又は行わせるものとする。

第8条（剰余金の配当の制限等）

ワールド及びライトオンは、相手方の書面による同意を得た場合を除き、本契約締結日後、(i)本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（新株予約権の処理）

ライトオンは、第6条第2項に定めるライトオンの株主総会において本契約の承認が得られた場合（ワールドにおいて、第6条第1項ただし書きの規定に基づきワールドの株主総会の決議による承認が必要となった場合には、ワールド及びライトオンの株主総会において本契約の承認を得られた場合）、本効力発生日の前日までに、ライトオンが発行している、2015年11月18日開催のライトオンの取締役会の決議に基づき発行された平成27年新株予約権、2017年11月17日開催のライトオンの取締役会の決議に基づき発行された平成29年新株予約権及び2018年11月16日開催のライトオンの取締役会の決議に基づき発行された2018年（第10回）新株予約権（以下「**本新株予約権**」と総称する。）のうち、基準時において残存している本新株予約権の全てについて、本契約の承認に係るライトオンの株主総会決議が行われたことを取得事由として、本新株予約権の取得条項に基づいて無償取得（以下「**本新株予約権無償取得**」という。）する旨の取締役会決議を行うとともに、基準時をもって本新株予約権無償取得を行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

- 1 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、ワールド又はライトオンの財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、ワールド及びライトオンは、協議し、書面による合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 ワールド及びライトオンは、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、本契約について第6条第1項ただし書きに定めるワールドの株主総会における承認（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約についてワールドの株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは第6条第2項に定めるライトオンの株主総会における承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、(iii)本効力発生日の前日

までに、第9条に基づく本新株予約権無償取得に係るライトオンの取締役会決議が行われなかった場合又は本新株予約権無償取得が基準時において実行されなかった場合、又は(iv)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に關し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、ワールド及びライトオンが誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、ワールド及びライトオンが誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

(本頁以下余白)

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年11月14日

ワールド： 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
株式会社ワールド
代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝



上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年11月14日

ライトオン： 東京都台東区元浅草二丁目6番6
株式会社ライトオン
代表取締役社長執行役員 大峯 伊索



別紙2

【ワールドの定款】

次ページ以降をご参照ください。

※※※※※※※※※※※※※※※※
※ 定 款 ※
※※※※※※※※※※※※※※※※

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ワールドと称し、英文では WORLD CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 衣料品、服飾品、装身具の製造・販売・輸出入。
2. 皮革、合成皮革、毛皮製品、履物、鞄類の加工・販売・輸出入。
3. 家具、寝具、室内装飾品の製造・販売・輸出入。
4. 食料品、菓子、飲料水、台所用品の製造・販売・輸出入。
5. 美容・健康機器、スポーツ用具・機器、娯楽用品、手工芸品の製造・販売・輸出入。
6. 医薬品、医薬部外品、化粧品、石鹼、香料の製造・販売・輸出入。
7. 時計、貴金属製品、美術工芸品、宝飾品の製造・販売・輸出入。
8. レストランおよび喫茶店の経営。
9. スポーツ・娯楽・保養施設、駐車場の経営。
10. 店舗、室内装飾の企画・設計・請負。
11. 航空機および発電機のリース業。
12. 不動産の売買・賃貸借・斡旋ならびに管理。
13. 有価証券の保有および運用。
14. 眼鏡類、喫煙用具、玩具の製造・販売、輸出入。
15. 古物売買、酒類の販売、輸出入。
16. コンビニエンスストアの経営。
17. エステティックサロン、ビューティーサロン、ネイルサロンの経営。
18. 労働者派遣事業。
19. 金銭の貸金、その貸借の媒介並びに貸付の保証。
20. 投資業。
21. 生活雑貨、電化製品の販売。
22. 書籍、CD、ゲームソフト、筆記用具、文房具の販売。
23. 園芸用植物、園芸用品の販売。

24. カルチャー教室、写真展、絵画展の運営。
25. 貸衣装業の運営。
26. 倉庫業。
27. 前各号の関係事業等に対する投資。
28. 前各号の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理。
29. 前各号の事業のフランチャイズシステムの企画、運営並びにフランチャイズシステム上の経営等に関するコンサルティング業務。
30. 企業の経営指導、マーケティング及び事業戦略立案、業務改善、人材育成等に関する総合コンサルティング業務。
31. システム・インフラ機能の提供、取引先の紹介・仲介・マッチング等の業務。
32. クレジットカードの取次及び募集に関する業務。
33. 前各号に付帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、137,500,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、普通株式につき 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行
使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当て
を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め
る。
3. 当社は株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿
及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当
社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役
会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株
主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(株主総会の招集者および議長)

第13条 株主総会は取締役会であらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

2 前項により株主総会を招集すべき者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を召集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第13条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(準用規定)

第15条の2 第13条及び第15条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

第16条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

- 第17条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第18条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第19条 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

- 第20条 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し議長となる。
- 2 前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(監査等委員会の招集通知)

第22条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第24条 当社は、会社法399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第26条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の

利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第30条 当社は剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- 3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

【ワールドの最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）の経営成績は、売上収益が2,256億58百万円、コア営業利益が170億13百万円、営業利益が167億96百万円、税引前当期利益が155億6百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は111億5百万円となりました。

当連結会計年度は、2023年5月8日に公表した中期経営計画「PLAN-W」の2年目にあたり、「人材競争力を高める従業員待遇の改善」と「再上場後の最高益水準の実現」の両立を目指したテーマ『持続的成長と利益の証明』を掲げ、当初目論んだ経営成績を収めました。具体的には、ブランド事業では一部アパレルの不振がライフスタイルの健闘を幾分打ち消したもの、デジタル事業とプラットフォーム事業のセグメント利益が大幅増益とグループ収益を力強く牽引したことから、コア営業利益は再上場後の最高益を5期振りに更新しました。

売上収益では、店舗売上の伸び悩みを好調なEC売上がカバーしました。店舗売上は、新型コロナウイルス感染症の5類移行を契機にした人流の店頭回帰に伴う押し上げ効果が一巡した影響を受けました。加えて、アパレルブランドを中心とするブランド事業においては、8月を中心とした端境期の晩夏・初秋商材の品揃えに量・質の両面で依然として課題を残したほか、秋冬シーズンでは季節の遅い進行にも適応できませんでした。店頭にて売上機会を的確に捉えた商品を適時適量揃えることで、一段と収益を伸ばせる余地は大きいという反省が残りました。

利益面においては、端境期における品揃えや四半期評価ルールへの適応力に課題を残したものの、店舗・EC両販路でプロパーを重視した売り方に努めた結果、売上総利益率は59.1%でした。また、販売費及び一般管理費では、従業員待遇の改善に伴う人件費の増加を経費コントロールの徹底で吸収して販管費率を51.5%に抑えました。結果として、本業の稼ぐ力であるコア営業利益が当社計画どおり進捗したうえ、エムシーファッション(株)の連結加入に伴う負のれん発生益も寄与し、全ての利益段階において「PLAN-W」2年目の目標を達成しました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

1) ブランド事業

ブランド事業においては、るべきブランドポートフォリオ戦略の完遂に向けて、ブランド事業セグメント全体最適の視点で成長性と収益性のバランスが取れた持続的成長を追求しております。

百貨店を中心に展開するミドルアップーブランドは、ブランドらしく差別化された高付加価値な商品開発を行うほか、世界的な物価上昇や急激な為替変動に左右されないよう、自社工場体制を垂直統合して国産回帰を図っております。また、お客様との強いつながりを構築するため、マルチチャネル化やOMO (Online Merges with Offline) 戦略を進め、様々なプロトタイプ開発・出店を通じて

新たな成長の創造に取り組んでおります。

ショッピングセンターを中心に展開するミドルローワープラントにおいては、前連結会計年度の期首にS C主体のミドルロワー事業を一社に集約し、水平統合に伴うスケールメリットなどの追求で収益性の改善を図っております。加えて、2024年3月からは商品調達部隊の統合で直貿化の更なる推進体制を整えているほか、店舗数の純増転換に向けて店舗運営の改良や店舗開発の強化に取り組んでおります。

ライフスタイルブランドでは、暮らしに寄り添った衣・食・住を生活雑貨や服飾雑貨で提案し、引き続きお客様の支持拡大に努めております。2024年3月よりミドルロワー系のライフスタイルブランド事業を一社に統合しており、リソースの融通やノウハウの共有などで収益構造の抜本的な改革を進めております。また、新しいブランドの開発を進めており、ローンチに向けて着々と準備を進めてまいります。

投資ブランドは、プラットフォーム導入によるシナジー追求や収益構造の改善・確立をテーマに掲げております。ラグジュアリーセレクトを運営する(株)ストラスブルゴでは、欧州インポートブランドのエージェント獲得に加え、新規出店で高価格帯ビジネスの拡充を図っております。質の高い革小物で世代を超えたファンを持つ(株)ヒロフを中心とする日本発ラグジュアリーバッググループでは、MD改革が幅広い顧客から支持を得ております。

また、ブランド事業として海外事業の開発・拡張も進めております。タイでは「タケオキクチ」が店舗網をバンコクから他の都市圏へ広げると同時に、アジアでタイ以外にも新規進出の機会を探っております。台湾においては、「ココシュニック」のドミナント展開や「ドレスステリア」の新規出店に続き、(株)ナルミヤ・インターナショナルとのシナジーを一段と發揮すべく、「プティマイン」の出店も予定し協業活動を本格化しております。

当連結会計年度は、ライフスタイルブランドが健闘したものの、アパレルブランドでは商品課題が散見されました。2024年8月の猛暑と9~10月の季節外れの残暑、その後も秋冬稼働が遅れたことなど商品設計等での適応力が弱く、当連結会計年度より適用した四半期単位の商品評価損ルールは決算期末の前倒しも相まって一部ブランドの売価変更の拙さを招きました。店舗数に関しては、出店の一部が翌連結会計年度にずれたものの、ようやく純増転換を果たし、今後の成長及び収益への貢献を期待できる状態を整えました。

2) デジタル事業

デジタル事業は「B 2 Bソリューション」と「B 2 Cネオエコノミー」から成り立ち、B 2 Bはこれまでの積極投資を外販収益で回収できるよう、B 2 Cは「セキュラー」を成長加速できるよう目指しております。

B 2 Bソリューションでは、E Cの運営受託サービスにおいて、自社ブランドを中心に販売する直営ファッショントン販サイト「ワールドオンラインストア（W O S）」をはじめ、他社公式E Cの開発・運営を受託しております。自社サイト運営においては、アプリの機能改善やOMO活動に対する投資を進め、直営店舗とのシームレスなサービス改善をブランド事業と一体で推進しております。ま

た、ソリューションサービスでは、自社グループの物流コスト抑制の取組みや基幹システムの更新に留まらず、他社への在庫コントロールシステムの導入・運用サービスの提供を進めており、売上拡大に向けた営業活動を強化してまいります。また、案件収支の見える化と損益改善の打ち手を進めており、WOSでの配送料値上げ効果に加え、他社公式EC受託でも売上サポートを前提とした一部取引直しの効果が出ております。

B2Cネオエコノミーは、「サーキュラー」に焦点を当てた成長戦略を追求しております。ラクサス・テクノロジーズ㈱ではブランドバッグに特化したサブスクリプション型レンタルサービスを営むほか、保有資産であるバッグの稼働率に着目した試用販売等の事業サービスを拡充し、2024年12月13日には東京証券取引所グロース市場への上場を果たしました。ユーズドセレクトショップ「RAGTAG」を運営する㈱ティンパンアレイは、店舗・EC相互活用による仕入・販売両面のOMO推進及び出店加速を両輪にした成長路線に加えて、カジュアル業態「usebowl」やタイでのPOP-UPといった様々な実験を実施しました。国内外で積極投資による事業基盤の拡充に本腰を入れており、2024年3月より連結子会社化したオフプライストア「& Bridge」を運営する㈱アンドブリッジでは、㈱ティンパンアレイとの事業連携やノウハウ共有を強化してシナジー最大化に努めております。

当連結会計年度においては、B2BソリューションでEC受託事業の大幅な収支改善を実現した㈱ファッショニ・コ・ラボが貢献したほか、B2Cネオエコノミーでは、サーキュラーへの「選択と集中」が奏功したことに加えて、海外旅行客のインバウンド需要も追い風に伸張する㈱ティンパンアレイが引き続き好調な業績を維持しております。なお、上場に伴うラクサス・テクノロジーズ㈱の連結子会社から持分法適用関連会社への連結範囲の変更があった反面、2025年2月28日付で株式の追加取得により㈱OpenFashionが完全子会社となりました。

3) プラットフォーム事業

プラットフォーム事業では、ワールドグループが培ってきた様々なノウハウと仕組みを活用したプラットフォームの外部企業へのオープン化を推進し、業界の枠組みを超えた新たな事業領域の拡大に取り組んでおります。

中間持株会社の㈱ワールドプラットフォームサービスは、プラットフォーム事業の収益モデルを整える事業マネジメント機能と外部顧客の法人企業へのマーケティング機能を有します。各プラットフォームのノウハウ・仕組みを横断的に組み合わせ、クライアントのニーズに最適なサービスをワンストップで提案・提供します。

生産プラットフォームの㈱ワールドプロダクションパートナーズは、自らの商社機能を発揮して直接貿易スキームの構築や、製造子会社群の生産性改善の指導・支援をするほか、外販主体の専門商社である㈱イディオムや縫製工場の㈱ラ・モードでは、他社アパレルの商品開発及び製造（OEM・ODM事業）を受託しております。

販売プラットフォームの㈱ワールドストアパートナーズでは、商品在庫の最終的な換金に不可欠なアウトレット「NEXT DOOR」や他社ブランドの出店も年々増やしてきたファミリーセール等の催

事を運営するほか、様々な業種業態の販売代行業務といった外販サービスも着実に拡充してきております。

こうしたアパレル起点の生産・販売プラットフォーム以外では、(株)アスブルンドに代表される子会社群が、空間創造や什器・備品の製造販売（建装）、家具や雑貨の卸からコントラクトに至るライフスタイル領域も手掛けており、プラットフォーム事業のサービスラインやクライアント層の幅を拡張することに寄与しております。

なお、2025年2月28日付で三菱商事ファッショングループ（同日、エムシーファッショングループに社名変更）を100%子会社としたほか、2025年3月1日付で(株)TSIソーリング（同日、(株)ワールドソーリングに社名変更）の株式も取得いたしました。

M&Aも活用しながらプラットフォーム機能の強化を図ることでB2B事業基盤の拡充を進めてきており、ファッショングループの多様性と永続性の実現への貢献を目指した「ワールド・ファッショングループ・エコシステム」の構築に向けて更なる事業基盤の拡充を行ってまいります。

当連結会計年度においては、為替変動に抵抗力を増すべく、取引条件の変更による粗利確保や案件単位の採算性も吟味した外販受注などを進めたほか、前連結会計年度との単純比較では、B2B事業の書き入れ時である3月を含む点も寄与しました。なお、ブランド事業がアパレル商品の企画・開発から生産業務までを一気通貫で垂直統合して収益向上を図ることを目的として、当連結会計年度期首に（当社グループのブランドに対する）内販を主体にした縫製工場運営会社の一部をプラットフォーム事業からブランド事業へ移管しました。

4) 共通部門

事業セグメントに属さない共通部門においては、子会社からの配当や経営指導料等を収入として計上し、当社（ホールディングス）のコーポレートスタッフ等の費用を賄うことを基本的な収益構造としておりますが、子会社からの配当は予めセグメント利益から除いております。

共通部門は、「グループ経営本部」、「グループ人事統括室」といったコーポレートスタッフに加えて、グループの商品鮮度向上とソフト開発を監修する「クリエイティブ・マネジメント・センター」、グループの情報・物流システムを開発・運用する「デジタルソリューション事業本部」などで成り立っております。

ホールディングスは重点分野への集中投資という自らの役割を果たすため、子会社からホールディングスのスタッフ等の実費を上回る経営指導料等で回収することを原則としておりますが、機能集約化などを不断に進めて自らの生産性の改善に努めております。

当連結会計年度においては、当連結会計年度より本格稼働した海外事業開発室の活動費のほか、会社・部署横断で取り組む新規事業等に対する戦略的投資やグループを挙げたM&Aなどに代表される成長投資にかかる先行費用の増加、従業員待遇の改善に伴う人件費の増加などの影響を受けました。

(企業集団のセグメント別売上高の状況)

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト					調 整 額 (注)	合 計
	ブランド 事 業	デジタル 事 業	プラット フォーム 事 業	共通部門	計		
売上収益							
外部収益	190,637	14,454	20,422	145	225,658	－	225,658
セグメント間収益	8,256	18,082	54,030	9,902	90,270	△90,270	－
計	198,893	32,536	74,452	10,047	315,928	△90,270	225,658

(注) 調整額は、主にセグメント間取引消去等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、74億12百万円であります。

その主なものは、出店・改装に伴う店舗設備やブランドの価値向上を目的としてブランド事業へ43億50百万円を投資したほか、E Cサイト運営を中心としたデジタルソリューション事業への強化等のため、デジタル事業へ28億22百万円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は設備投資を含めた所要資金調達のため、シンジケートローン総額833億円を組成しております。このうち、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と430億円のコミットメントライン契約を締結しております。

当社は、永久劣後特約付ローン150億円のうち前連結会計年度に50億円、当連結会計年度に100億円を償還いたしました。それに伴い、段階的にコミットメント型タームローンへの借り換えを実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区分	I F R S			
	第64期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	第65期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第66期 自 2023年4月1日 至 2024年2月29日	第67期 (当連結会計年度) 自 2024年3月1日 至 2025年2月28日
売 上 収 益 (百万円)	171,344	214,246	202,342	225,658
営 業 利 益 (百万円)	2,196	11,686	12,004	16,796
当 期 利 益 (親会社の所有者に帰属)	239	5,686	6,764	11,105
基本的 1 株当たり当期利益 (△は損失) (円) (親会社の所有者に帰属)	△7.79	152.73	187.37	319.17
希薄化後 1 株当たり当期利益 (△は損失) (円) (親会社の所有者に帰属)	△7.79	152.73	187.37	319.17
資 产 合 計 (百万円)	251,690	251,421	239,685	273,880
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	78,592	82,420	82,010	81,254

- (注) 1. 会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（I F R S）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第66期につきましては、決算期変更により2023年4月1日から2024年2月29日までの11ヶ月間となっております。
3. 第65期及び第66期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第64期及び第65期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。
4. 基本的1株当たり当期利益(△は損失)について、親会社の普通株主に帰属しない金額(その他の資本性金融商品の所有者に帰属する金額)を考慮しております。
5. 希薄化後1株当たり当期利益(△は損失)について、第64期においては、新株予約権の行使が1株当たり当期損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有しておりません。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区分	日本基準			
	第64期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	第65期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第66期 自 2023年4月1日 至 2024年2月29日	第67期 (当事業年度) 自 2024年3月1日 至 2025年2月28日
売上高(百万円)	22,048	18,234	16,243	18,090
営業利益(百万円)	484	3,224	1,686	1,014
当期純利益(百万円) (△は損失)	△8,596	4,480	4,697	5,388
1株当たり 当期純利益(円) (△は損失)	△254.58	132.02	138.10	158.20
希薄化後1株当たり 当期純利益(円) (△は損失)	△254.58	—	—	—
総資産(百万円)	123,865	121,851	118,440	125,443
純資産(百万円)	16,869	20,133	22,893	26,023

- (注) 1. 第66期につきましては、決算期変更により2023年4月1日から2024年2月29日までの11ヶ月間となっております。
 2. 希薄化後1株当たり当期純利益(△は損失)について、第64期においては、新株予約権の行使が1株当たり当期純損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有しておりません。また、第65期、第66期及び第67期においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

重要な子会社等は次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)フィールズインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
(株)アルカスインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
(株)ライフスタイルイノベーション	90百万円	100.0%	生活雑貨等の企画及び販売
(株)エクスプローラーズトーキョー	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
(株)ナルミヤ・インターナショナル	255百万円	59.8%	ベビー・子供服等の企画及び販売

(4) 経営環境及び対処すべき課題

① 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進行に伴う販売数量減少に加えて、国内アパレル市場も成熟化してプレイヤーの淘汰が進む一方、海外生産地での加工費上昇や為替変動による仕入価格の上昇に加えて、人手不足による人件費や物流費といった経費増加も生じるなど、引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。また、デジタル化の進展を背景として消費者の購買行動は急速に変化しており、新たなビジネスチャンスが生まれているものの、新規参入企業の誘発などを通じて異業種や外資系も巻き込んだ競争激化が継続しております。

新型コロナウイルス感染症は消費者の生活様式や購買行動を変化させたほか、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫による原料価格の高騰等、深刻な世界的ダメージにより、引き続き厳しい市場環境が続くことが想定されます。

こうした国内アパレル市場や消費者の大きな変化の中で、永続的に成長を遂げ、勝ち続ける企業組織であるためには、これらの環境変化の認識のもと、更なる変革が必要であると認識しております。そして、自己変革を具現化するためにも、以下の点を対処すべき課題と認識し、解決に向けて重点的に取り組んでまいります。

1) 事業収益力の向上

当社グループは、各事業セグメント間の密接な連携や相互の活用で一枚岩を図りつつ、それぞれのセグメントで異なる外部顧客に向けた営業活動等に取り組んでおります。

それぞれの事業セグメントの具体的な課題や取り組みについては、以下のとおりであります。

(ブランド事業)

国内外のアパレルブランド及び国内ライフスタイルブランドにおいては、強化すべきブランドと店舗への選択と集中に取り組んでまいりました。デジタル事業、プラットフォーム事業を拡大させていくためにも、ブランド事業が強靭であるということが当社グループの競争力の源泉との認識のもと、子会社各社が市場最適に向けた改善活動を行っていることに加えて、様々なテーマの改革をグループ横断で実施しております。

成熟した市場では、過去のようなブランド開発や新規出店だけに頼った収益成長が見込めないと判断しており、また、コロナ禍後の新しい価値観に対応するためにも、既存のブランドや店舗の付加価値を再構築するべく、グループに分散していたマーケティング組織を統合しマーケティング強化を進めるとともに、店頭で販売を担うドレッサーのインフルエンサー化によるSNS経由でのマーケティングを進めるなど店舗とECのシームレスなサービス提供に向けて総力を挙げて取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて、既存店売上前年比については、「利益を伴わない売上は追わない」という基本方針を維持して、値引き販売を抑制しつつ、100%超を目指してまいります。

この他、国内ライフスタイルブランド店舗の出店や、主に地域密着が重要な近隣商圈型ショッピングセンター（NSC）を対象に、当社グループのアパレル企画開発力とストアの運営ノウハウを最大限に活用したフランチャイズ事業の出店や、店舗での顧客体験価値向上の一環として店舗改装も進めてまいります。

投資サブセグメントには外部より連結加入してきた会社が含まれております。事業再生が必要な場合、ブランドポートフォリオや会社規模等を総合的に勘案し、(株)ワールドインベストメントネットワーク又はその傘下の孫会社の下に移した上で、管理支援を行っております。これらの会社に対する事業開発の推進やその先にある収益構造の確立といった実績を積み重ね、一連の取り組みをサービスとして当社がアパレル業界へ展開していくことを目指してまいります。

なお、傘下の子会社については、事業のPMI（M&A後統合プロセス）を含む改革を実行し、一定程度の収益確保が認められる場合、当該子会社の事業内容に適した事業セグメントへ移管しております。

(デジタル事業)

デジタル事業では、B2BソリューションとB2Cネオエコノミーという二つの領域に分け、B2Bソリューションでは当社グループの内から外へサービスラインを展開しており、B2Cネオエコノミーでは顧客の変化に適合した新たなファッショング・サービスの開発に取り組んでおります。

B2Bソリューションにおいては、EC等における受注、梱包、発送、入金等の一連のプロセスを指すフルフィルメント、バリューチェーンをフルカバーする多様な機能群に至る、ファッショングビジネスに必要な全ての業務領域を支えるデジタルプラットフォームの構築と提供を推進しております。当社グループのリアルな事業経験に裏打ちされたシステムは、「中小企業でも低廉なコストで利用できるサービス」をコンセプトに他社への魅力あるサービス提供も視野に入れて、全業務領域のシステム刷新に伴う開発投資を行ってまいりました。今後は、ベンダーと協業で業界の共通基盤としてのシステムや付随するOMOコマース事業のソリューションを提供するほか、プロジェクトマネジメント、業務設計等のIT・業務コンサルティング、及びデジタルマーケティング運用等の受託事業へ進化させることで収益貢献を積み上げてまいります。

一方、B2Cネオエコノミーにおいては、顧客の変化に合わせたビジネス・シーズを増やすべく、デジタル軸で新たなサービスの開発・展開に乗り出し、当社グループに足りない技術や資源、ノウハウについて外部から獲得・補強を進めてまいりました。「所有から利用へ」、「マスからパーソナルへ」、「一方通行から双方向へ」といったキーワードに代表されるように、消費の在り方そのものが大きく変化するなか、「次世代ファッショングのビジネスモデル開発で欠かせないのが『つなぎ目にあるロス』を埋める協業である」という思想に基づき、従来の大量生産・大量販売からリユース・オフプライスといった今あるモノを循環させるサーキュラー・エコノミーへと、過去における事業開発とは発想や仕様、手法から大転換していることが特徴です。今後、グローバルかつ、商品仕入を工夫することで魅力ある顧客サービスへ改善し、収益性を高めてまいります。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業においては、当社グループが長年にわたって培ってきた様々なノウハウと仕組みが凝縮された、多業態・多ブランドを支えてきたプラットフォームを、積極的に外部企業にも開放する形で各種サービスの提供へ取り組んでおります。

生産プラットフォームにおいては、OEM受託として、国内から中国、アセアンにいたる幅広い生産基盤や商標資産、企画機能といった生産支援メニューを外部企業に提供しております。

販売プラットフォームにおいては、店舗開発や販売代行、在庫消化といった多様な販売支援メニューを提供しております。

また、ライフスタイルプラットフォームとして、当社グループが多様な販売チャネルへの直営店の展開を通じて培ってきたノウハウやアセットも活用します。例えば、店舗設計や什器調達、VMD(注)機能等をファッショング関連企業に空間創造支援サービスとして提供するほか、競争優位性のある海外什器調達力を背景にホテルや飲食店の内装等にも事業範囲を拡大しております。この他、シェアードサービスプラットフォームとして、ファッショングビジネスに関わる様々な事務処理・手続き等の各種事務サービスを一括で受託できる体制を整えています。

こうした当社グループの各種プラットフォームを顧客ニーズによって組み合わせ、ワンストップでサービスを提供することは、例えば、海外ブランド企業の日本進出支援に有効な手段となります。海外企業の日本初進出時には、店舗開発や店舗運営、経理等の本部機能やシステム構築、物流網の設置など、起業特有の多岐にわたる分野で幾つものハードルがあります。当社グループは、顧客の事業課題の特定、戦略構築から伴走しながら、顧客にとっての最適商品・サービス開発・提供によって付加価値を高め、眞のパートナーとなることを目指してまいります。

(注) VMDとは、ヴィジュアル・マーチャンダイジングの略。ディスプレイ、インテリア、販売促進など商品MDを視覚面からサポートする専門機能

2) 財務体質の改善

当社グループは、保有資産の有効活用による価値極大化を目指しており、資産に対するリターンである資産効率の向上に取り組んでおります。

これまで、ブランド事業の中核的なアセットである棚卸資産の圧縮で在庫回転率の改善を進めたほか、不動産の入れ替えなどで固定資産の収益力も引き上げました。こうした資産の効率性及び収益力の向上を図るとともに、その対となる資金調達面において、負債・資本バランスといった財務体質の改善を進めました。

MB〇時の資金源として銀行借入やメザニンを利用した経緯のほか、永久劣後特約付ローン^(注)による資金調達で、資本に対する借入金の割合が大きいといった課題が依然としてあるものの、永久劣後特約付ローンについては当連結会計年度に全てを前倒しで任意弁済したことで、財務体質の健全化に一定の目処が立ちました。今後は、事業活動により得た利益を原資として、引き続き有利子負債の圧縮を進めるとともに、資金配分の重点を成長投資と株主還元へ移行していくことを目指してまいります。

なお、当社グループでは、債務返済の能力及び事業の収益性・成長性を持続的に向上できるよう、有利子負債と株主資本の最適な資本構成を検討する目的から、ネットD/Eレシオを財務体質の健全化指標としております。中長期的にネットD/Eレシオ0.5倍を目指してまいります。

(注) 永久劣後特約付ローンは、元本の弁済期日の定めがなく利息の任意繰延が可能なことなどから、国際会計基準(IFRS)における「資本性金融商品」に分類され、本劣後ローンによる調達額は、当社連結財政状態計算書上、「資本」に計上されることになります。

3) 人材等のリソースの確保

当社としましては、今後の事業の柱に不可欠な人材や資金といったリソースの確保も重要課題と認識しており、企業価値改善と従業員価値改善の好循環を通じてステークホルダーの価値改善を実現してまいります。

当社グループは、ファッショントックといった新たな分野に秀でた技術や人材を確保するため、グローバル・オファーリングにより調達した資金を活用し、M&Aなどを通じエンジニア等の人材を得てきました。今後は、当社グループの事業構造の非連続な変革の実現には、優秀な人材の確保が引き続き重要

と認識しており、まずはコロナ禍で傷んだ従業員待遇の回復に加え、持続的な従業員待遇改善に取り組んでまいります。加えて、外部人材を登用し、継続的に次世代リーダーを輩出していく仕組みづくりにも注力してまいります。

4) コーポレート・ガバナンスの強化

当社はグループ企業価値を高めるため、事業持株会社としてグループ経営戦略を立案し、子会社間でのシナジー効果の追求や子会社に対する管理・監督機能を適正かつ有効に発揮すべく、今後もグループの業務や組織運営、事業ポートフォリオの最適化や保有資産の価値最大化に取り組んでまいります。

そして、企業の社会的責任（CSR）の高まりに継続的に応えていくため、今後も意思決定プロセスの透明性確保や企業経営の効率性向上に注力するとともに、コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの充実を図ってまいります。

また、監督と執行の分離で迅速な意思決定を行うことにより、グループ企業価値の更なる向上を目指しております。同時に、社外取締役が過半数を占める取締役会の監督機能の強化や役員の健全な新陳代謝の進展なども図っており、グループの経営力の更なる向上並びにコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に取り組んでおります。

② サステナビリティに関する考え方及び取り組み

当社グループは、『価値創造企業グループ』として長期的・持続的に価値を創造し、提供し続けるためには「持続可能な社会の実現」への貢献が不可欠であり、環境負荷及び社会活動に関する取り組みを企業経営における重要課題のひとつと位置づけております。

そして、分散構造故に見える化が進んでいないファッショングローバル業界において、環境負荷の見える化を進めるとともに「ワールド・ファッショングローバル・エコシステム」を通じて、ファッショングローバル業界の多様性と持続性の両立を目指し、産業全体の構造的課題の解消に向けて積極的に取り組んでおります。

「ワールド・ファッショングローバル・エコシステム」の構築を一段と高次元なものに昇華させることで、新たな成長機会の創出や社会が共感できる価値を創造すべく、ワールドグループならではの持続可能な社会に向けた戦略指針を具体化し、2022年6月にTCFD提言への賛同表明とともに、脱炭素社会の実現に向けて当社グループ独自の「ワールド・サステナビリティ・プラン」を公表しました。目標達成に向けたKPIを設定し、各施策を実施しております。また、実現に向けた基盤として、人的資本経営のフレームワークの構築やダイバーシティの推進をしております。なお、「ワールド・サステナビリティ・プラン」の詳細は当社ウェブサイト (<https://corp.world.co.jp/csr/>) をご参照ください。

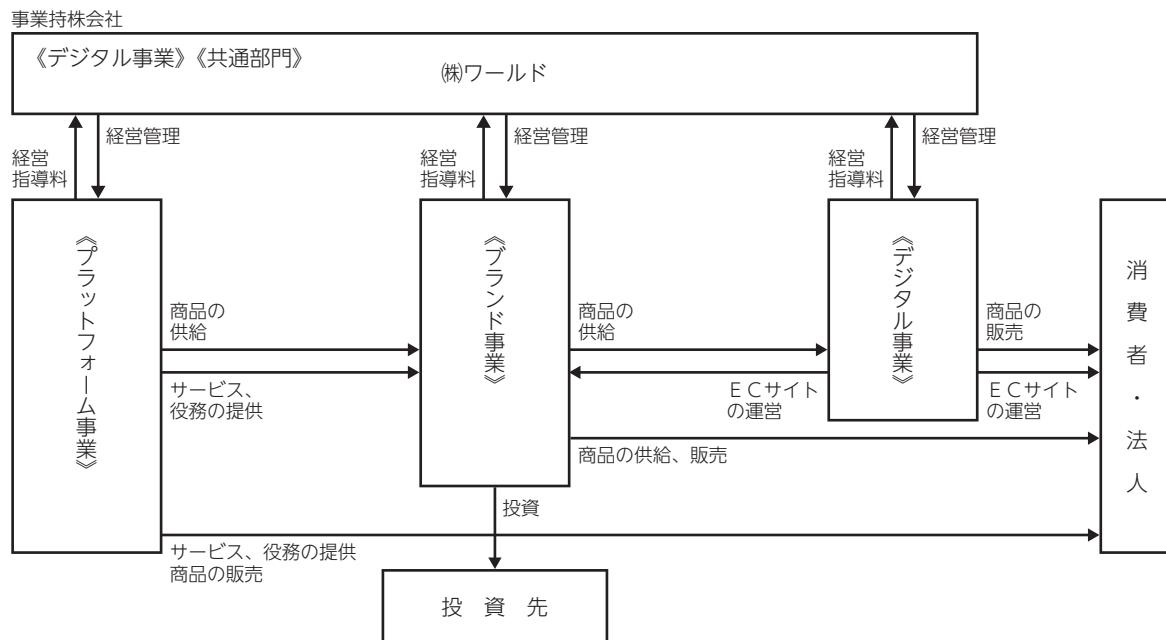
人的資本経営の取り組みにおいては、「知識の利用可能性向上（ナレッジ共有の進化）」「ワークフォースの最適化（生産性向上）」「多様性の向上」「エンゲージメントの向上（組織力向上）」いう4つの取り組みテーマにおいて、事業戦略及び事業成長の進捗に基づいたKPIを設定して推進しております。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社46社及び持分法適用関連会社4社より構成されております。

当社グループの事業内容は、国内外にて婦人・紳士及び子供衣料品並びに服飾雑貨の販売を営むブランド事業、ファッショニ特化したECモール運営や情報・物流システムの業務受託等のデジタルソリューションの提案、デジタル軸での新たなサービスの開発・展開を担うデジタル事業、衣料品並びに服飾雑貨等の生産・調達・貿易や什器製造販売を通じた空間創造支援等のプラットフォーム事業を営んでおります。

以上の概要を図示すると次のとおりであります。



(6) 主要な営業所及び工場（2025年2月28日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
東 京 支 店	東 京 都 港 区

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
(株)フィールズインターナショナル	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)アルカスインターナショナル	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)ライフスタイルイノベーション	東 京 都 港 区
(株)エクスプローラーズトーキョー	兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区
(株)ナルミヤ・インターナショナル	東 京 都 港 区

(7) 従業員の状況（2025年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 セ グ メ ン ト	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
ブ ラ ン ド 事 業	5,353 名	+214 名
デ ジ タ ル 事 業	359 名	△21 名
プ ラ ッ ツ フ ォ ー ム 事 業	1,573 名	△222 名
共 通 部 門	221 名	△2 名
合 计	7,506 名	△31 名

(注) 従業員数には、他社への出向者を含んでおります。前連結会計年度においては0名、当連結会計年度においては2名となっております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
308 名	+8 名	43.4 歳	15.8 年

(注) 従業員数には、他社への出向者25名を含んでおります。

(8) 主要な借入先及び借入額（2025年2月28日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 三 井 住 友 銀 行	36,477 百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	17,425 百万円
(株) み ず ほ 銀 行	12,429 百万円
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	9,288 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	2,115 百万円
(株) S B I 新 生 銀 行	2,060 百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

① 会社が発行する株式の総数、発行済株式の総数及び株主数

区分	発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
普通株式	137,500,000 株	34,070,357 株 (注)	31,890 名

(注) 自己株式320,608株を除く。

② 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率 (注)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,402,900 株	12.9 %
寺井 秀藏	2,344,754 株	6.9 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,562,600 株	4.6 %
合同会社エイ・ティ興産	1,000,000 株	2.9 %
合同会社ケイ・エム興産	1,000,000 株	2.9 %
合同会社ワイ・アール興産	1,000,000 株	2.9 %
合同会社イー・エイチ興産	840,000 株	2.5 %
上山 健二	695,400 株	2.0 %
畠崎 重雄	600,000 株	1.8 %
野村證券株式会社	534,822 株	1.6 %

(注) 持株比率は、自己株式320,608株を控除して計算しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	14,600 株	3 名
取締役（監査等委員）	－ 株	－ 名
社外取締役（監査等委員を除く）	－ 株	－ 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ⑤ 取締役の報酬等の内容に係る決定方針」に記載しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役 (2025年2月28日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
鈴木 信輝	代表取締役社長執行役員		
中林 恵一	取締役副社長執行役員	(株)ワールドインベストメントネットワーク 共同代表 (株)ナルミヤ・インターナショナル 取締役	
畠崎 充義	取締役		
青木 英彦	取締役会議役長 (業務執行権のない取締役会長)	東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授 加藤産業(株) 社外取締役 (株)物流革命 社外取締役	特別な関係はありません
佐藤 秀哉	取締役	(株)テラスカイ 代表取締役社長 TerraSky Inc. CEO (株)スカイ365 取締役 (株)テラスカイベンチャーズ 取締役 Terrasky Thailand co., ltd. 取締役 (株)Cuon 取締役 (株)リベルスカイ 取締役 (株)Quemix 取締役 (株)テラスカイ・テクノロジーズ 取締役 (株)エノキ 取締役 (株)DiceWorks 取締役	特別な関係はありません
堤 はゆる	取締役	OFFICE HAYURU 代表 学校法人大阪女学院 監事	特別な関係はありません

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
松沢 直輝	取締役 (常勤監査等委員)		
福島 かなえ	取締役 (監査等委員)	(株)イクシス 監査役 宇都宮・清水・陽来法律事務所 パートナー 東京都労働委員会公益委員 (株)ソラスト 監査役	特別な関係はありません
富田 尚子	取締役 (監査等委員)	(株)WHI Holdings 社外取締役 監査等委員 (株)インテリックス 社外取締役 Y&N Management(株) 代表取締役	特別な関係はありません

- (注) 1. 取締役 青木英彦、取締役 佐藤秀哉、取締役 堀はゆる、取締役（監査等委員）福島かなえ、及び取締役（監査等委員）富田尚子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役 青木英彦、取締役 佐藤秀哉、取締役 堀はゆる、取締役（監査等委員）福島かなえ、及び取締役（監査等委員）富田尚子を株東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）松沢直輝は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等における情報共有や、内部監査部門等との十分な連携により、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
4. 取締役（監査等委員）福島かなえは、裁判官や上場会社の社外取締役として豊富な経験があり、法務及びリスク管理に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）富田尚子は、会社経営者や上場会社の社外取締役として豊富な経験があり、会計や金融に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
上山 健二	2024年5月28日	任期満了	代表取締役会長 (株)ナルミヤ・インターナショナル 取締役
鈴木 政士	2024年5月28日	任期満了	取締役 (株)ジャックス 社外取締役 (株)エイジス 社外取締役
関 美和	2024年5月28日	辞任	取締役（監査等委員） 大和ハウス工業(株) 社外取締役 MPOWER PARTNERS FUND ゼネラルパートナー そせいグループ(株) 社外取締役 (株)助太刀 社外取締役

③ 責任限定契約に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。当該定款に基づき、当社が取締役青木英彦、取締役佐藤秀哉、取締役堤はゆる、取締役（監査等委員）松沢直輝、取締役（監査等委員）福島かなえ及び取締役（監査等委員）富田尚子と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

なお、当該保険契約の被保険者は、当社、国内連結子会社、海外子会社及び当社の実質的支配下にある持分法適用会社、当社及び国内連結子会社の取締役（監査等委員含む。）、監査役及び執行役員等の管理監督の立場にある従業員、海外子会社及び持分法適用会社の取締役及び監査役のうち当社からの出向者である者、ならびに海外子会社及び当社の実質的な支配下にある持分法適用会社における執行役員等の管理監督の立場にある従業員であり、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。

⑤ 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会において決議しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の指名・報酬委員会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその審議内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等は、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区分して、株主総会において定められた報酬総額の範囲内において各取締役に配分するものとし、その配分は、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の承認を経たうえで、取締役会において決議しております。ただし、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

報酬等の種類については、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（譲渡制限付株式）の3種類の組合せしております。ただし、監査等委員及び社外取締役については、その役割の性質上、利益向上そのものを目標としないことに照らして、基本報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬は支給しない方針としております。

基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、任意の指名・報酬委員会で承認を経て、取締役会にて決議されております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

確定額報酬等については、基本報酬として職位に応じて定めた額を毎月支給しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等については、職位に応じて定めた業績連動報酬の標準値の額に連結コア営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益及びESG指標の計画達成度の指標に従って係数をかけ、翌連結会計年度の5月に支給しております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）については、職位に応じて定めた額の株式報酬を各事業年度の一定の時期に支給しております。株式報酬は譲渡制限付株式（RS）としており、1年間の任期を全うすることを条件に3年間の譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限が解除されます。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の内容は、全て任意の指名・報酬委員会にて承認され、かつこれらの報酬の割合（構成比率）についても、下表を基本方針として、任意の指名・報酬委員会で承認を経て、取締役会にて決議されております。

区分	基本方針		
	基本報酬	業績連動報酬等	株式報酬
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	66.77%	14.24%	18.99%
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	100%	0%	0%
社外役員	100%	0%	0%

- (注) 1. 基本方針に適用された割合を基に、経済情勢を鑑み報酬等の割合を調整しており、任意の指名・報酬委員会で最終決定しております。
2. 当連結会計年度より、業績連動報酬に係る指標にESG指標の計画達成度を追加しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	161 (30)	127 (30)	6 (-)	28 (-)	8名 (4名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	37 (19)	37 (19)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	198 (49)	164 (49)	6 (-)	28 (-)	12名 (7名)

- (注) 1. 上表には、2024年5月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績運動報酬等を支給する際の指標について、業績及び企業価値向上のインセンティブとして機能するよう財務指標である「連結コア営業利益」及び「親会社の所有者に帰属する当期利益」に加え、非財務指標であるCO2削減等、主要な「ESG指標」を加味しております。当連結会計年度にかかる実績は、「連結コア営業利益」が17,013百万円、「親会社の所有者に帰属する当期利益」が11,105百万円でした。なお、業績運動報酬等は、当連結会計年度に係る賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 取締役（監査等委員である者を除く。）の金銭報酬限度額は、2015年6月9日開催の定時株主総会で決議された年額400百万円（内、社外取締役は30百万円）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。また、取締役（監査等委員である者を除く。）への賞与は、前記報酬限度額（年額400百万円）の範囲内で支給することとされております。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬限度額は、2015年6月9日開催の定時株主総会で決議された年額80百万円であります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対しては、2018年6月15日開催の定時株主総会で、上記年額（400百万円）の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額（年額400百万円以内）及び内容を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の員数は3名です。
7. 当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容につきましては、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 c. 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりです。また、株式報酬の交付状況は、「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

- 八\ 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

「(3) 会社役員の状況 ① 取締役」に記載のとおり、社外取締役が兼務する他の法人等との特別な関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	青木 英彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。国内外における小売・流通業界担当の証券アナリストとしての豊富な経験に基づいた視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営管理についての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	佐藤 秀哉	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。主に、デジタルトランスフォーメーションについての高い見識や経営全般についての豊富な経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に、当社のデジタル事業における事業の拡大に向けて、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	堤 はゆる	2024年5月28日就任以降、取締役会11回のうち全てに出席いたしました。多様な業界における組織開発・人財育成・組織マネジメントの経験に加えて、会社経営や上場会社の社外取締役の経験に基づいた視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に組織マネジメントについての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	福島 かなえ	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに、また、監査等委員会16回のうち全てに出席いたしました。裁判官や上場会社の社外役員の経験による高度な法務の専門知見に基づき、監査等委員である取締役として客観的かつ中立的な観点からの確かな助言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	富田 尚子	2024年5月28日就任以降、取締役会11回のうち全てに、また、監査等委員会11回のうち全てに出席いたしました。会社経営や上場会社の社外取締役の経験による会計や金融を中心とした幅広い見識に基づき、監査等委員である取締役として客観的かつ中立的な観点からの確かな助言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(5) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金額
当事業年度に係る報酬等の額	63 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	68 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の子会社のうち、台湾和亜留土股份有限公司、世界連合時装（上海）有限公司、世界時興（上海）貿易有限公司等は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

2. 当社監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の内容、監査時間及び監査報酬の推移、報酬の前提となる見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、以下のとおり決議しております。（最終改定 2021年4月20日）

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システムを整備する。

① 当社の取締役及び使用人（執行役員を含む。以下同じ。）並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「ワールドグループ行動規範」において、法令を遵守し、社内規程、企業倫理、社会規範及び経営理念に従い誠実に行動すべきことを行動規範として規定し、これをすべての取締役及び使用人が遵守すべき最重要ルールと位置付け、その制定改廃は取締役会の承認を要するものとする。
- ・代表取締役 社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下にリスクマネジメント担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
- ・当社グループ全体のコンプライアンスプログラム全般を統括する「コンプライアンス規程」を制定し、組織体制、リスク評価、教育、問題発生時の対応等を定める。
- ・「内部通報規程」に基づき、内部通報制度（企業倫理ホットライン）を運用し、行動規範違反・不正行為等の情報収集を図るとともに、通報案件に対応する。
- ・当社に内部監査部を設置し、当社グループの財産保全及び業務運営の実態を適正に調査し、不正・誤謬の発生を防止する。更に、経営の合理化並びに効率化に寄与するとともに、意思の疎通及び業務改善の実をあげ、内部統制の有効性を評価する機能を担い、あわせて企業の健全な発展を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、社内決裁、契約書等の重要な情報を保存するものとし、情報の保存及び管理に関する体制の詳細は、以下の各規程において定めるところによる。

文書保存・管理全般：「文書管理規程」

機密情報管理 : 「機密情報保護規程」

契約書管理 : 「契約規程」

- ・情報の保存及び管理に関する社内規程・マニュアルに基づき、取締役及び使用人に対する教育・監査等を実施する。

- ・諸規程集等、所定の文書は、ITを活用して常時閲覧できるシステムを構築するものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のリスク管理に関する規程（危機管理規程）の対象範囲を当社グループ全体に適用するものとし、リスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・危機管理規程及びリスク分類別マニュアルに基づき、内部監査部が監査等を実施する。危機管理規程に定義されたリスクの発生状況、対応結果及び影響等については、リスクマネジメント担当部署が一元管理を図る。
- ・代表取締役 社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下に担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。
- ・当社に設置されたリスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスク管理を推進する機関とし、推進にかかる課題・対応策を審議する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の執行役員制度により、意思決定の迅速化・効率化と、事業責任の明確化を図るものとする。
- ・当社グループの職務権限や決裁権限に関する規程に基づき、決裁権限ルートを明確化し、定期的に見直すことにより、取締役の意思決定の効率化を図るものとする。
- ・当社と当社子会社とが、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、ワールドグループとして総合的に事業の発展を図ることを目的とした当社グループに関する規程を定めるものとする。
- ・当社のグループ総合戦略に基づく当社子会社戦略は、各子会社が関係部署及び当社関係会社管理組織と調整のうえで立案する。

⑤ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ・当社は、当社子会社経営計画検討会を定期的に開催し、会議には、各当社子会社社長又は当社子会社を代表する役員及び当社関係者が出席し、各社ごとに営業状況、利益目標、経営方針及び計画等について討議するものとする。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「ワールドグループ行動規範」を国内連結子会社へ適用するものとし、グループで共通化できるルールは社内規程においてグループ共通諸規程とし、行動規範及び社内規程を基軸として、ワールドグループ全体でのコンプライアンス体制を推進する。
- ・関係会社管理規程に基づき設置された関係会社管理組織が、役割機能別に子会社を管掌する。
- ・グループ会社管理における一定の事項は、当社の審査・合議などを受けるものとする。
- ・内部監査部がグループ会社監査を実施する。
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するために、関連する諸法令等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進する。

- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の職務は、内部監査部において補助するものとする。
 - ・監査等委員会を補助すべき者を置くものとし、その任命及び解任、評価等については監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
 - ・監査等委員会を補助すべき者が監査等委員会の職務を補助する場合には、監査等委員会の指示に従うものとする。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- 取締役及び各主管部署の責任者は下記事項につき監査等委員会及び内部監査部（③を除く）に報告をする。
- (①、②は隨時、③、④は定例的)
- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ② 取締役・使用人の法令、定款違反等の不正行為
 - ③ 内部監査の結果
 - ④ 内部通報制度による情報収集及び通報案件への対応の状況
- ⑨ 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・通報者に対する不利益な取扱いの禁止を内部通報に関する社内規程において定める。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は、監査等委員が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
 - ・監査等委員会は、定期的に代表取締役及び会計監査人と意見交換する機会を設定するものとする。
 - ・必要に応じて専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）から監査業務に関する助言を受けるなど、監査等委員会の円滑な監査活動を保障する。

⑪ 反社会的勢力の排除に関する体制

「ワールドグループ行動規範」へ、総会屋や暴力団等企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力に対し、組織的な対応と毅然たる態度で臨み、反社会的勢力から持ちかけられる要求に対しては恐れることなく拒否し、関係を一切持たない旨を規定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、及び不当要求については拒絶することを基本方針とする。

企画運営部を反社会的勢力対応部署と位置付け、対応基準としての「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、当社と外部機関の連携体制、反社会的勢力の定義、不当要求・不当行為発生時の対応と報告・相談先等に関して定める。

特殊暴力防止対策連合会、企業防衛対策協議会等の外部専門組織に加盟する等、外部専門機関との連携を図るとともに、対応部署の社員を中心に積極的に講習への参加等を通じ収集した情報の一元管理・蓄積等を行う。また反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、外部専門機関と連携し、対応を行えるよう協力体制を構築する。

取引先については、外部調査機関を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行う。取引先との間で締結する基本契約書には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んだ上での契約締結を推進する。

当社グループの社員で基本的な考え方を共有化するため、「ワールドグループ行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」は、社内イントラネットへ掲載のうえ、当社グループ社員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、適正な内部統制を構築しており、当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当期は、定時及び臨時を含めて14回の取締役会を開催し、法令又は定款の定める事項及び業務執行の決定等の職務を行っております。業務を執行する取締役は、業務執行状況を3カ月に1回以上、又はその都度、取締役会に報告しております。

② リスクマネジメント委員会

当社は、リスクマネジメント委員会において当期に取り組むべき重要リスクを設定し、リスク対応計画に基づくリスクへの対応を実施するとともに、行動規範及び社内規程等違反行為に関する事前防止策及び再発防止策等の検討、感染症及び地震等の自然災害へのBCPに沿った対応協議などを実施し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムのPDCASサイクルを推進しております。

③ コンプライアンス教育研修

当社は、コンプライアンス規程の主管部門及び関連部門によるコンプライアンス教育を継続的に実施しており、当期はコンプライアンスの重要性に関する社長メッセージ、不適切な行為についての具体的な事例を用いた教育研修を実施しました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、資本政策の基本指針として、「利益成長」「財務健全」「株主還元」が三位一体でバランスのとれた持続的な向上を掲げています。また、利益配分の基本方針として、最適資本構成の実現に向けた資本の充実を図りつつ、株主の皆様に対する利益還元の拡充を経営上の最重要課題の一つと位置づけております。かかる方針のもと、株主還元の拡充策として持続的な増配の実現を重視しています。成長投資と株主還元をバランスよく実施していくため、価値創造を伴った成長余地がある限り、利益配分として中間配当及び期末配当の年2回の剰余金配当が最適との判断に基づくものです。

2023年5月に公表した中期経営計画「PLAN-W」では、2026年2月期までの3年間において、配当性向は30%を目指しつつ、持続的な利益成長を原資とした連続増配による株主還元の拡充を目指してまいりました。一方、「PLAN-W」で3カ年を想定していた永久劣後特約付ローンの弁済完了が、2025年2月末に一年前倒しされることから、財務体質の健全化に一定の目処が立ちました。このため、資金配分の重点を成長投資と株主還元へ傾斜していく財務基盤が整いつつあり、次期中計の目途として掲げた配当性向40%に向けた土壌が整ったことから、配当性向は次期より4年間に亘って年2.5%ポイントずつ段階的に引き上げる方針（30%から40%へ）といたしました。

なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めていますが、基本的な方針として期末配当の決定機関は株主総会であります。

連結財政状態計算書 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 產	90,126	流 動 負 債	103,331
現 金 及 び 現 金 同 等 物	21,748	仕 入 債 務 及 び そ の 他 の 債 務	41,476
売 上 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	38,782	未 払 法 人 所 得 税	1,578
棚 卸 資 產	27,756	借 入 金	44,400
そ の 他 の 金 融 資 產	157	リ 一 ス 負 債	12,782
そ の 他 の 流 動 資 產	1,684	そ の 他 の 金 融 負 債	150
非 流 動 資 產	183,754	そ の 他 の 流 動 負 債	2,945
有 形 固 定 資 產	35,445	非 流 動 負 債	84,044
使 用 権 資 產	40,139	借 入 金	42,379
無 形 資 產	79,024	リ 一 ス 負 債	32,360
持 分 法 で 会 計 处 理 さ れ て い る 投 資	6,052	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,359
繰 延 税 金 資 產	5,034	引 当 金	6,573
そ の 他 の 金 融 資 產	17,355	そ の 他 の 金 融 負 債	150
そ の 他 の 非 流 動 資 產	705	そ の 他 の 非 流 動 負 債	222
資 產 合 計	273,880	負 債 合 計	187,375
資 本 の 部		資 本 の 部	
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 合 計		親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 合 計	81,254
資 本 金		資 本 金	511
資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金	15,566
利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金	63,711
自 己 株 式		自 己 株 式	△39
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	1,505
非 支 配 持 分		非 支 配 持 分	5,251
資 本 合 計		資 本 合 計	86,505
負 債 及 び 資 本 合 計		負 債 及 び 資 本 合 計	273,880

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	225,658
売 上 原 価	92,370
売 上 総 利 益	133,288
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	116,275
そ の 他 の 収 益	5,970
そ の 他 の 費 用	5,885
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	301
営 業 利 益	16,796
金 融 収 益	99
金 融 費 用	1,389
税 引 前 当 期 利 益	15,506
法 人 所 得 税	3,257
当 期 利 益	12,249
親会社の所有者に帰属する当期利益	11,105
非 支 配 持 分 に 帰 属 す る 当 期 利 益	1,143

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
資 産 の 部			負 債 の 部	
流 動 資 産	19,771	流 動 負 債	55,307	
現 金 及 び 預 金	10,078	買 掛 金	74	
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	72	短 期 借 入 金	47,002	
商 品 及 び 製 品	43	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,686	
原 材 料 及 び 貯 藏 品	14	リ 一 ス 債 務	406	
前 払 費 用	284	未 払 金	1,158	
未 収 入 金	2,765	未 払 法 人 税 等	41	
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	6,690	未 払 消 費 税	251	
そ の 他	12	未 払 費 用	700	
貸 倒 引 当 金	△187	預 賞 与 引 当 金	23	
固 定 資 産	105,672	そ の 他	138	
有 形 固 定 資 産	31,786	固 定 負 債	827	
建 物 及 び 構 築 物	4,481	長 期 借 入 金	44,113	
機 械 及 び 装 置	0	リ 一 ス 債 務	41,442	
車両、運搬工具	2	再評価に係る繰延税金負債	1,406	
工具、器具及び備品	93	退 職 給 付 引 当 金	849	
土 地	25,588	資 産 除 去 債 務	379	
リ 一 ス 資 産	1,621	負 債 合 計	37	
無 形 固 定 資 産	8,204			
の れ ん	942	純 資 産 の 部		
商 標 権	1	株 主 資 本	24,411	
ソ フ ト ウ エ ア	6,007	資 本 本 金	6,000	
ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定	1,253	資 本 本 剰 余 金	7,599	
投 資 そ の 他 の 資 産	65,683	資 本 準 備 金	244	
投 資 有 価 証 券	1,003	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,355	
関 係 会 社 株 式	34,473	利 益 剰 余 金	10,850	
出 資 金	2	利 益 準 備 金	809	
関 係 会 社 出 資 金	718	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,042	
長 期 貸 付 金	100	別 途 積 立 金	2	
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	28,221	繰 越 利 益 剰 余 金	10,040	
長 期 前 払 費 用	351	自 己 株 式	△39	
差 入 保 証 金	550	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,612	
繰 延 税 金 資 産	2,199	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	34	
そ の 他	13	土 地 再 評 価 差 額 金	1,577	
貸 倒 引 当 金	△1,948	純 資 産 合 計	26,023	
資 産 合 計	125,443	負 債 ・ 純 資 産 合 計	125,443	

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	18,090
売 上 原 価	103
売 上 総 利 益	17,987
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,973
営 業 利 益	1,014
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	302
受 取 配 当 金	240
受 取 賃 貸 料	116
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	6,615
そ の 他 営 業 外 収 益	36
営 業 外 費 用	7,309
支 払 利 息	876
金 融 手 数 料	199
そ の 他 営 業 外 費 用	836
経 常 利 益	1,912
6,412	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	574
関 係 会 社 株 式 評 価 損	150
関 係 会 社 株 式 売 却 損	808
事 務 所 移 転 費 用	284
そ の 他 特 別 損 失	59
1,875	
税 引 前 当 期 純 利 益	4,536
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△1,049
法 人 税 等 調 整 額	197
当 期 純 利 益	△852
5,388	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月24日

株式会社ワールド
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北野和行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本憲吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワールドの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ワールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月24日

株式会社ワールド
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北野和行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本憲吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワールドの2024年3月1日から2025年2月28日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 憽本

監査報告書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月25日

株式会社ワールド 監査等委員会

常勤監査等委員 松 沢 直 輝 印

監査等委員 福 島 かなえ 印

監査等委員 富 田 尚 子 印

(注) 監査等委員福島かなえ及び富田尚子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

第67回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち
法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付
書面に記載しない事項)

連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

株式会社ワールド

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の2の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

連結持分変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他資本性金融商品	利益剰余金	自己株式
2024年3月1日残高	511	15,112	9,704	55,192	△44
当期包括利益	—	—	—	11,105	—
当期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	—	11,105	—
所有者との取引額等					
配当金の支払い	—	—	—	△2,282	—
株式報酬取引	—	94	—	—	5
支配継続子会社に対する持分変動	—	656	—	—	—
子会社の支配獲得に伴う変動	—	—	—	—	—
子会社の支配喪失に伴う変動	—	—	—	—	—
その他資本性金融商品の所有者に対する分配	—	—	—	△305	—
その他資本性金融商品の償還	—	△296	△9,704	—	—
所有者との取引額等合計	—	454	△9,704	△2,586	5
2025年2月28日残高	511	15,566	—	63,711	△39

	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計			
	その他の資本の構成要素									
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額	合計						
2024年3月1日残高	4	585	947	1,535	82,010	6,407	88,418			
当期包括利益	—	—	—	—	11,105	1,143	12,249			
当期利益	△3	△39	13	△30	△30	△9	△39			
当期包括利益合計	△3	△39	13	△30	11,075	1,134	12,210			
所有者との取引額等										
配当金の支払い	—	—	—	—	△2,282	△162	△2,443			
株式報酬取引	—	—	—	—	99	—	99			
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	—	656	△1,780	△1,125			
子会社の支配獲得に伴う変動	—	—	—	—	—	371	371			
子会社の支配喪失に伴う変動	—	—	—	—	—	△720	△720			
その他資本性金融商品の所有者に対する分配	—	—	—	—	△305	—	△305			
その他資本性金融商品の償還	—	—	—	—	△10,000	—	△10,000			
所有者との取引額等合計	—	—	—	—	△11,832	△2,291	△14,123			
2025年2月28日残高	0	546	959	1,505	81,254	5,251	86,505			

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	46社
主要な連結子会社の名称	(株)フィールズインターナショナル (株)アルカスインターナショナル (株)ライフスタイルイノベーション (株)エクスプローラーズトーキョー (株)ナルミヤ・インターナショナル

(株)エクスプローラーズトーキョーを存続会社、(株)インターフューブ及び(株)アダバットを消滅会社とした吸収合併を行っております。

(株)ライフスタイルイノベーションを存続会社、(株)ファッショングロスを消滅会社とした吸収合併を行っております。

(株)ファッショニ・コ・ラボを存続会社、(株)ユナイテッド・ロジソルを消滅会社とした吸収合併を行っております。

(株)ナルミヤ・インターナショナルを存続会社、(株)ハートフィールを消滅会社とした吸収合併を行っております。

Original Inc. (米国)、Original Japan(株)、Lexus Technologies Inc. (米国) 及びK.L.C. (Shanghai) CO.,LTD.は、清算結了に伴い連結の範囲から除外しております。

エムシーファッション(株)及びその子会社の合計4社は、株式の取得により新たに連結の範囲に含めております。

ラクサス・テクノロジーズ(株)は、当社所有の株式の一部を売り出したことにより、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

WORLD SAHA (THAILAND) CO.,LTDは、SAHA GROUPとの合弁会社の新規設立により新たに連結の範囲に含めております。

(株)KPは、株式の取得により新たに連結の範囲に含めております。

3. 持分法適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 4社

(株)アンドブリッジ及び(株)OpenFashionは、株式の追加取得により持分法適用関連会社から連結子会社へ変更しております。

(株)ライトオンは、当社持分法適用関連会社である(株)W&Dインベストメントデザインによる株式の取得により新たに持分法適用の範囲に含まれております。

W&Dデザイン投資事業有限責任組合は、清算結了に伴い持分法適用の範囲から除外しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての非デリバティブ金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、売買目的で保有する金融資産であります。金融資産は、短期間で売却する目的で取得された場合、売買目的保有に分類しております。また、デリバティブについても、ヘッジ手段として指定されない限り、売買目的保有に分類しております。

(b) 貸付金及び債権

貸付金及び債権は、支払額が固定されているかまたは決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものであります。

当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

(c) 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、デリバティブ以外の金融資産のうち当該区分に指定されたもの、または他の区分に分類されなかったもののいずれかであります。

当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。売却可能金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、売却可能金融資産に係る実効金利法による利息収益及び受取配当金は、純損益で認識しております。

(d) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識

を中止しております。

② デリバティブ

当社グループは、為替変動リスクや金利変動リスクをそれぞれヘッジするために、デリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は純損益として認識しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産は、主として総平均法による原価法による取得原価と、正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額を控除した価額で計上しており、取得原価には当該資産の取得に直接付随する費用、及び原状回復費用を含めております。

土地を除いた各資産は、取得原価を見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しており、主要な資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 10～50年
- ・工具、器具及び備品 2～20年
- ・レンタル用資産 8年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数については連結会計年度末日毎に見直し、必要に応じて改定しております。

② 無形資産

・のれん

当社グループは取得日時点で測定した譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額のうち当社グループが有する比例的な持分を控除した額をのれんとして認識しております。

のれんは、毎期、減損のテストを行い、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。のれんは、減損テスト実施のために、企業結合からの便益を得ることが期待される個々の資金生成単位に配分されます。のれんは、その資産またはその資産の属する資金生成単位ごとの回収可能価額の見積りを行っております。

・他の無形資産

当社グループが取得したその他の無形資産は、取得原価で当初認識し、耐用年数を確定できる無形資産は取得原価から償却累計額を控除して表示しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積償却年数にわたり、定額法で償却しております。主要な資産の見積償却年数は以下のとおりであります。

- | | |
|---------------------------|------|
| ・ソフトウェア | 5～7年 |
| ・代理店契約におけるBodygram技術の無償利用 | 20年 |
| ・顧客関連資産 | 5年 |

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数については連結会計年度末毎に見直し、必要に応じて改定しております。

耐用年数を確定できない無形資産は以下のとおりであります。

- ・商標権

商標権は、事業が継続する限りは法的に継続的に使用可能であり、かつ、予見可能な将来にわたってサービスを提供することを経営陣が計画しているため、耐用年数を確定できないと判断しております。

また、耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。

(3) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日時点において、使用権資産はリース料総額の割引現在価値に取得時直接コスト等を調整した額で認識しており、リース負債はリース料総額の割引現在価値で認識しております。通常、当社グループは割引率としてグループ・ファイナンスで適用する借入利子率を用いております。使用権資産は、リース期間にわたって定額法で減価償却しております。

リース料は、リース負債に係る金利を控除した金額をリース負債の減少として処理しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースのリース料については、連結損益計算書において、発生時に費用として認識しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を現在の債務として有しております、当該債務を決済するために経済的資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

(資産除去債務)

当社グループは、主に店舗における賃借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、退職一時金制度、確定拠出年金制度、前払退職金制度及び規約型企業年金制度を採用しております。

① 退職一時金制度

退職一時金制度とは、会社が毎月拠出し、会社で管理する制度であります。退職一時金については、会社の拠出金より少なくなることはありません。

退職一時金に関連して連結財政状態計算書で認識される負債は、連結会計年度末日現在の確定給付債務の現在価値であります。

確定給付債務は、独立した数理人が予測単位積増方式を用いて定期的に算定しております。確定給付制度債務の現在価値は、関連する年金債務の期間に満期が近似しており、かつ給付が支払われる通貨建の優良社債の利率を用いて、見積将来キャッシュ・アウトフローを割り引くことで算定しております。

確定給付費用は、勤務費用、確定給付負債に係る利息費用から構成されます。勤務費用及び利息費用については、純損益で認識し、利息純額は期首の確定給付制度債務の測定に用いられた割引率を期首の確定給付負債に乗じて算定しています。数理計算の仮定の変化によって発生する数理差異はその他の包括利益として認識されます。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度とは、当社グループが一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払う年金制度であります。基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連する全ての従業員給付を支払うために十分な資産を保有していない場合でも、当社グループはさらに掛金を支払うべき法的または推定的債務を負いません。

確定拠出年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

③ 前払退職金制度

前払退職金制度とは、退職金を在職中に給与を上乗せする制度であります。

前払退職金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

④ 規約型企業年金制度

規約型企業年金制度において、掛金の払込み及び積立金の管理等は、信託銀行や保険会社等と契約を締結し制度を運営しています。契約を締結した信託銀行等は、制度資産の管理・運用を行うとともに、年金数理計算や年金・一時金の支給業務を行っております。

規約型企業年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

各社はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各社の取引は当該機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場により、外貨建の貨幣性資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により機能通貨に換算しており、当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。

在外営業活動体等の資産及び負債は連結会計年度末日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場に近似するレートにより、それぞれ円貨に換算し、換算差額はその他の包括利益で認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分及び支配または重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値、又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ有効性の要求を全て満たしているかどうかについても、ヘッジ開始以降継続的に評価し文書化しております。なお、ヘッジ有効性の継続的な評価は、各期末日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において行っております。

(7) 法人所得税

純損益に計上される法人所得税は当期法人所得税及び繰延法人所得税から構成されております。ただし、その他の包括利益又は資本で直接認識される項目に関する法人所得税は、その他の包括利益または資本で直接認識しております。

法人所得税は、当社及び子会社が事業を行い、課税所得を生成している国において、連結会計年度末日で施行または実質的に施行されている税法に基づき算定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産負債法により、資産及び負債の税務基準額と連結財政状態計算書の帳簿価額との間に生じる一時差異に対して認識しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、連結会計年度末日までに施行又は実質的に施行されており、関連する繰延税金資産が実現する期又は繰延税金負債が決済される期において適用されると予想される法定実効税率を使用しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来の課税所得に対して利用できる可能性が高い範囲内においてのみ認識しております。また、子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資に関する将来加算一時差異については、原則として繰延税金負債を認識しますが、会社が一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合には、繰延税金負債を認識していません。

なお、当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）

に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【収益認識に関する注記】

1. 収益の分解

主たる収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント	区分	売上収益
ブランド事業	ミドルアッパー	55,059
	ミドルロワー	96,000
	国内アパレルブランド	151,058
	国内ライフスタイルブランド	26,396
	海外	1,686
	投資	11,497
	小計	190,637
デジタル事業	B2Bソリューション	3,535
	B2Cネオエコノミー	10,290
	小計	14,454
プラットフォーム事業	生産プラットフォーム	3,019
	販売プラットフォーム	6,673
	シェアードサービスプラットフォーム	203
	ライフスタイルプラットフォーム	10,526
	小計	20,422
共通部門		145
	売上収益	225,658

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(ブランド事業)

ブランド事業においては、婦人服、紳士服、雑貨などの直営店販売及びEC販売を主な事業としており、国内アパレルブランド、国内ライフスタイルブランド、海外、投資に分類しております。

国内アパレルブランドはミドルアッパー業態とミドルロワー業態を中心としており、国内アパレルブランドはミドルロワー業態を中心としています。国内ライフスタイルブランドは雑貨を主体に取り扱っており、海外はアジアを中心とした海外子会社での衣料品、服飾雑貨や雑貨等の販売を手掛けております。投資は、当社グループにある既存事業の開発・改革ブランドや従来型のアパレル以外の領域及びアパレル領域の事業の再生・成長事業を手掛けております。

これらの販売形態は直営店販売及びEC販売であり、それぞれ商品の引渡し時に顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時に収益を認識しております。具体的には、直営店販売においては商品が顧客に引き渡された時点、EC販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(デジタル事業)

デジタル事業については、「B2Bソリューション」と「B2Cネオエコノミー」に分類しております。

B2Bソリューションにおいては、当社グループが構築した自社の物流インフラや基幹システムを用いて、外部の顧客に対するビジネスソリューションの提供を行っております。

B2Cネオエコノミーにおいては、顧客の嗜好や購買活動の変化に対応すべく、デジタル軸で多彩で新たなファッショングループ・サービスの開発・展開を推進しております。リユースセレクトショップ「RAGTAG」を展開する(株)ティンパンアレイや、ブランドバッグに特化したサブスクリプション型レンタルサービスを運営するラクサス・テクノロジーズ(株)などが中核企業として、デジタルインフラを活用した直営店販売、EC販売及びレンタルサービスの提供を行っております。

B2Bソリューションの販売形態としては、ECマーケットでは代理店販売の性質をもつEC販売、デジタルソリューションではIT・システムサービスの提供があります。

代理店販売の性質をもつEC販売は、主に顧客に対して財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する義務を負っており、顧客から対価の支払を受ける権利が確定した時に履行義務が充足されると判断しております。また、当該履行義務が特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しております。

IT・システムサービスの提供は主に顧客に対して一定期間にわたり、サービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断していることから、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

B2Cネオエコノミーの販売形態としては、直営店販売、EC販売及びレンタル型サービスの提供があり、直営店販売及びEC販売の収益認識については、ブランド事業と同一であります。レンタル型サービスについては、会員顧客に対して契約期間にわたり、レンタルサービスを提供する義務を負っております。当

該履行義務は当該サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業においては、当社グループが長年にわたって培ってきたノウハウと仕組みが凝縮された、多業態・多ブランドを支えてきたプラットフォームについて、新たに外部企業にも開放する形で各種サービスの提供へ取り組んでおります。事業の分類としては生産プラットフォーム、販売プラットフォーム、シェアードサービスプラットフォーム及びライフスタイルプラットフォームに分類しております。

生産プラットフォームは国内製造子会社、協力縫製メーカー及びOEMメーカーにおいて製造された商品を当社のブランド事業子会社に供給しているほか、他社に向けたOEM受託事業も展開しております。これらの販売形態においては商品を顧客が検収した時点で収益を認識しております。

販売プラットフォームは催事の企画・運営及びアウトレットを通じた在庫消化などを行っております。これらの販売形態においては商品を顧客に引き渡した時点で収益を計上しております。

シェアードサービスプラットフォームは当社グループを含めた企業の各種事務処理の代行を行っております。これらの販売形態においては顧客に対して一定期間にわたり、サービスを提供する義務を負っており、該履行義務は一定期間にわたり充足されると判断していることから、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

ライフスタイルプラットフォームは主に什器の製造・販売、服飾・雑貨の卸及び家具の卸・コントラクト事業を営んでおります。これらの販売形態においては商品を顧客が検収した時点で収益を認識しております。

【会計上の見積りに関する注記】

指定国際会計基準に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り、仮定の設定を行うことが義務付けられており、実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、見積りが変更された会計年度及び影響を受ける将来の会計年度において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

・棚卸資産の評価

(【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】 4. 会計処理基準に関する事項(1))

・のれんの減損

(【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】 4. 会計処理基準に関する事項(2))

・引当金の会計処理と評価

(【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】 4. 会計処理基準に関する事項(3))

・繰延税金資産の回収可能性

(【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】 4. 会計処理基準に関する事項(7))

当社は、上記の仮定に基づき、連結計算書類の計上額を算定しております。

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

該当事項はありません。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

売上債権及びその他の債権	216百万円
その他の金融資産（非流動）	40百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

 担保に供している資産

建物（純額）	2,212百万円
土地	20,267百万円
合計	22,479百万円

 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	878百万円
長期借入金	14,479百万円
合計	15,356百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

29,575百万円

4. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当連結会計年度末の当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	68,035百万円
借入実行残高	38,860百万円
差引額	29,175百万円

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 34,390,965株

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 320,608株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,021	30	2024年2月29日	2024年5月29日
2024年10月3日 取締役会	普通株式	1,261	37	2024年8月31日	2024年11月5日

(2) 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,465	43	2025年2月28日	2025年5月28日

4. その他資本性金融商品

成長投資資金及び既存事業の継続的成長のための投資資金として、2021年3月に、永久劣後特約付ローン（以下「本劣後ローン」という。）による150億円の資金調達を実行しておりましたが、このうち、前連結会計年度に50億円、当連結会計年度に100億円を償還し、全て任意弁済いたしました。

本劣後ローンの概要

- ①借入契約金額 150億円
- ②適用利率 1ヶ月または3ヶ月日本円Tiborをベースとした変動金利（日本円Tibor +4.75%）。なお、2026年4月以降は5.0%のステップアップが発生する。
- ③利息支払に関する条項 利息支払の任意繰延が可能
- ④弁済期日 期限の定めなし。ただし、2021年4月の利息支払日以降のいずれかの利息支払日において、期日前任意償還が可能。資金調達総額のうち50億円については、前連結会計年度に、100億円については当連結会計年度に償還を実行済み。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入等によっております。デリバティブ取引については、リスクヘッジを目的としており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売上債権の受取手形及び売掛金並びにその他の金融資産の保証金における取引先の信用リスクは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等を把握したときは、速やかに対応する等して、その軽減に努めております。また、その他の金融資産は主に株式であり、上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されていますが、取引先企業との業務に関連する株式であり、月ごとに時価の把握を行っております。

仕入債務である支払手形及び買掛金並びにその他の債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金及びその他の金融負債のリース債務における使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。資金調達にかかる流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新する等、当社グループ全体の資金管理を行うほか、安定した調達先の確保等により、そのリスク軽減に努めております。

デリバティブ取引は、外貨建ての仕入債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4. 会計処理基準に関する事項」に記載されている「(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2025年2月28日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2025年 2月期	帳簿価額	公正価値
金融資産			
償却原価で測定する金融資産			
現金及び現金同等物	21,748	21,748	
売上債権及びその他の債権	38,782	38,782	
その他の金融資産	16,264	16,166	
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産			
ヘッジ会計を適用していないデリバティブ	—	—	
その他の金融資産	—	—	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産			
その他の金融資産	1,248	1,248	
金融負債			
償却原価で測定される金融負債			
仕入債務及びその他の債務	41,476	41,476	
借入金	86,779	87,152	
その他の金融負債	234	234	
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債			
ヘッジ会計を適用していないデリバティブ	—	—	
その他の金融負債	66	66	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(a) 現金及び現金同等物、売上債権及びその他の債権

これらは短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によつております。

(b) その他の金融資産

その他の金融資産のうち、差入保証金については、退店計画等に基づき合理的と考えられる期間及び利率によって時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、市場性のある有価証券の公正価値は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。市場性のない有価証券については、主に修正純資産方式（対象会社の保有する資産及び負債の公正価値を参照することにより公正価値を算定する方法）を用いて公正価値の算定しており、レベル3に分類しております。

(c) 仕入債務及びその他の債務、その他の金融負債

短期で決済される仕入債務及びその他の債務及びその他の金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

リース債務については、元利金の合計額を同様のリース取引を実施した場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(d) 借入金

借入金のうち、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により公正価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(e) その他の有利子負債

優先株式については、将来キャッシュ・フローの償還が予想される期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により公正価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(f) デリバティブ

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定して、レベル2の時価に分類しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり持分（親会社の所有者に帰属）	2,384円90銭
基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）	319円17銭
希薄化後1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）	319円17銭

【企業結合に関する注記】

当社は、2024年11月28日開催の取締役会の決議に基づき、2025年2月28日に三菱商事ファッショングループ（現・エムシーファッショングループ）の普通株式44,233株を現金9,325百万円にて取得いたしました。これにより、三菱商事ファッショングループ（現・エムシーファッショングループ）及び同社の子会社は当社の連結子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	三菱商事ファッショングループ（現・エムシーファッショングループ）
事業の内容	衣料品・雑貨・靴等の製造販売、並びにこれらの営業・生産進捗管理・受渡事務処理業務の受託、付帯するサービス、システム等の提供販売

なお、同社の子会社3社も同時に取得いたしました。

②取得日

2025年2月28日

③取得した議決権付資本持分の割合

100.00%

④企業結合を行った主な理由

当社は、「世界に唯一無二のファッショングループ・エコシステム」の構築に向けて更なる事業基盤の拡充を目指しているなか、中・長期的にはファッショングループの付加価値の源泉が川上へと移行することを見込んでおります。

今回、三菱商事ファッショングループ（現・エムシーファッショングループ）が有する素材・製品調達力をはじめ、受発注データや生産・物流データ連携等のシステム、長年の取引関係に裏付けされた生産背景や顧客基盤、グローバルな人材を活用することで、当社のアパレル・雑貨バリューチェーンの川上領域の企画・開発・生産・物流のリソースやノウハウの拡充、ひいては当社が目指す問題解決型プラットフォーム外販戦略の推進への貢献が見込まれることから、本株式取得の決定に至りました。

⑤被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	9,325
既保有持分の公正価値	—
合計	9,325
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	4,063
売上債権及びその他の債権	23,141
棚卸資産	1,604
有形固定資産	369
使用権資産	4,560
無形資産	508
繰延税金資産	476
その他の資産	6,370
仕入債務及びその他の債務	△11,063
借入金	△6,500
引当金	△118
退職給付に係る負債	△346
リース負債	△8,038
その他の負債	△796
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	14,230
負ののれん発生益（注）	△4,905

(注) 取得した資産及び引き受けた負債について、企業結合に伴い公正価値で測定し支払対価と比較した結果、発生した負ののれんを連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

なお、当企業結合に係る取得関連費用280百万円は、当連結会計年度の「販売費及び一般管理費」として費用処理しております。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	9,325
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	$\triangle 4,063$
子会社の取得による支出	5,262

(4) 業績に与える影響

当社グループの連結損益計算書には、取得日以降に三菱商事ファッショングループ（現・エムシーファッション）及び同社の子会社3社から生じた売上収益及び当期利益はありません。

当該企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当連結会計年度における当社グループの売上収益及び当期利益は、それぞれ289,646百万円及び13,818百万円であったと算定されます。なお、当該数値はPwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自 株 式	株主資本合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利 剰 合	益 金 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 合	本 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	6,000	244	7,279	7,524	580	2	7,161	7,744	△44	21,224			
当期中の変動額													
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△2,282	△2,282	—	△2,282			
利益準備金の積立額	—	—	—	—	228	—	△228	—	—	—			
当期純利益	—	—	—	—	—	—	5,388	5,388	—	5,388			
譲渡制限付株式報酬	—	—	76	76	—	—	—	—	—	5	80		
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
当期中の変動額合計	—	—	76	76	228	—	2,878	3,107	5	3,187			
当期末残高	6,000	244	7,355	7,599	809	2	10,040	10,850	△39	24,411			

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	91	1,577	1,669	22,893
当期中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△2,282
利益準備金の 積立額	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	5,388
譲渡制限付 株式報酬	—	—	—	80
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△57	—	△57	△57
当期中の変動額合計	△57	—	△57	3,130
当期末残高	34	1,577	1,612	26,023

個別注記表

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法
により算定)

市場価格のない株式等………移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品…総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物、2016年4月1日以降
取得した建物附属設備（科目名「建物」に含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期 間（5年から7年）に基づく定額法、それ以外のものについては定額 法を採用しております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっ ております。

(4) 長期前払費用……………定額法 主な耐用年数は2～10年

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給にあてるため、翌期支払賞与見込額のうち当期負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務の見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
主に繰延ヘッジ処理を適用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…………デリバティブ取引（為替予約取引及び金利スワップ取引）
ヘッジ対象…………相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの
- (3) ヘッジ方針
主として内部規程である「財務規程」で定めるリスク管理方法及びそれに付随する「業務基準書」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略しております。

為替予約においては、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

8. のれんの償却に関する事項

のれんはその効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却することとしております。

9. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、ＩＴ・システムサービス提供による収入、及び物流管理サービス提供による収入となります。

経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

ＩＴ・システムサービスは子会社への社内インフラ、ネットワーク、顧客のポイント管理及びパソコンの管理・貸与などのサービス提供時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

物流管理サービスは各子会社の物流システムの構築、情報管理、在庫管理、受注管理、物流センター運営、及び配送などの物流業務の包括的受託等を行っており、保管物等の管理及び引き渡し等により履行義務が一時点で充足されることから、作業の完了及び保管物等を引き渡した時点で収益を認識しております。

10. その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 貸倒引当金の会計処理と評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,135百万円
- (2) その他の情報

関係会社長期貸付金に係る回収可能性の見積りに際して、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当事業年度末時点における各関係会社の財政状態に、将来の業績予想を織り込むことで、実質的な回収不能見込額としております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,199百万円
- (2) その他の情報

繰延税金資産の回収可能性の見積りに際して、将来計画をもとに算定された将来の課税所得に対して利用できる可能性が高い範囲内においてのみ認識しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

15,483百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物（純額）	2,202百万円
土地	20,267百万円
合計	22,469百万円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	878百万円
長期借入金	14,479百万円
合計	15,356百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関等との取引高に対する保証

(株)W&Dインベストメントデザイン	500百万円
--------------------	--------

4. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当事業年度末の当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	63,000百万円
借入実行残高	38,360百万円
差引額	24,640百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	2,811百万円
(2) 短期金銭債務	9,070百万円

6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △2,423百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	17,833百万円
(2) 仕入高	72百万円
(3) 販売費及び一般管理費	1,421百万円
(4) 営業取引以外の取引高	1,408百万円

2. 貸倒引当金戻入額

主に当社の連結子会社である(株)アルカスインターナショナル等の債権に対する貸倒引当金の戻入益を営業外収益に計上しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	320,608株
------	----------

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入超過額	1,154百万円
賞与引当金	49百万円
退職給付引当金	120百万円
関係会社株式評価損否認額	4,305百万円
信託受益権の売却に伴う損益分配額	436百万円
税務上の繰越欠損金	432百万円
その他	1,653百万円
繰延税金資産小計	<u>8,149百万円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,743百万円
繰延税金資産合計	<u>2,406百万円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	15百万円
その他	192百万円
繰延税金負債合計	<u>207百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,199百万円</u>

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	849百万円
再評価に係る繰延税金負債合計	<u>849百万円</u>
再評価に係る繰延税金負債の純額	<u>849百万円</u>

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 の 兼任	事業 の 上 関 係				
子会社	株)フィールズインターナショナル	100.0%	3名	役員 の 兼任	経営指導料等 の収入 (注) 1	2,940	—	—
子会社	株)アルカスインターナショナル	100.0%	3名	役員 の 兼任	経営指導料等 の収入 (注) 1	4,923	—	—
					資金の貸付 (注) 2、3	6,957	関係会社 長期貸付金 (注) 2	5,328
					貸付金利息	71		
子会社	株)ワールドライフスタイルクリエーション	100.0%	2名	役員 の 兼任	資金の貸付 (注) 2、3	1,900	関係会社 長期貸付金 (注) 2	1,520
					貸付金利息	18		
子会社	株)ワールドストアズ パートナーズ	(100.0%)	2名	役員 の 兼任	資金の借入 (注) 2、3	2,420	関係会社 短期借入金 (注) 2	2,686
					支払利息	1		
子会社	株)ライフスタイルイノベーション	(100.0%)	1名	役員 の 兼任	資金の貸付 (注) 2、3	5,270	関係会社 長期貸付金 (注) 2	5,180
					貸付金利息	46		
子会社	株)ワールドプロダクション パートナーズ	(100.0%)	3名	役員 の 兼任	資金の貸付 (注) 2、3	2,811	関係会社 長期貸付金 (注) 2	2,968
					貸付金利息	21		
子会社	神戸レザークロス株	(100.0%)	2名	役員 の 兼任	資金の借入 (注) 2、3	2,699	関係会社 短期借入金 (注) 2	2,705
					支払利息	2		

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 の 兼 任	事業 の 上 関 係				
子会社	(株)ティンパンアレイ	100.0%	2名	役員 の 兼 任	資金の貸付 (注) 2、3	2,156	関係会社 長期貸付金 (注) 2	1,865
					貸付金利息	20		
子会社	(株)ファッショングループ	100.0%	3名	役員 の 兼 任	経営指導料等 の収入 (注) 1	4,043	関係会社 短期借入金 (注) 2	1,728
					資金の借入 (注) 2、3	1,757		
					支払利息	1		
子会社	(株)ワールドインベストメント ネットワーク	100.0%	2名	役員 の 兼 任	資金の貸付 (注) 2、3	4,839	関係会社 長期貸付金 (注) 2	6,646
					貸付金利息	40		
子会社	(株)ピングラテ	100.0%	2名	役員 の 兼 任	資金の貸付 (注) 2、3	1,485	関係会社 長期貸付金 (注) 2	1,631
					貸付金利息	14		
子会社	エムシーファッション(株)	100.0%	3名	役員 の 兼 任	資金の貸付 (注) 2、3	4,000	関係会社 短期貸付金 (注) 2	4,000
					貸付金利息	0		
子会社	(株)ライフギアコーポレーション	(100.0%)	1名	役員 の 兼 任	資金の貸付 (注) 2、3	2,500	関係会社 短期貸付金 (注) 2	2,500
					貸付金利息	0		

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 価格その他の取引条件は事業年度毎に決定しております。
- (注) 2. 当社グループ内の企業相互間の余剰資金を集中管理し、資金の効率化を図る目的でCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、調達金利及び市場金利を勘案して取引条件を決定しております。
- (注) 3. 取引金額は期中平均残高を記載しております。

【収益認識に関する注記】

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

【重要な会計方針】の「9. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	763円79銭
1株当たり当期純利益	158円20銭

- (注) 希薄化後1株当たり当期純利益について、潜在株式が存在しないため、希薄化後1株当たり当期純利益は記載しておりません。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。